

令和2年第3回
笠間市議会定例会会議録 第5号

令和2年9月16日 午前10時00分開議

出席議員

議長	22番	飯田正憲君
副議長	13番	石田安夫君
	1番	坂本奈央子君
	2番	安見貴志君
	3番	内桶克之君
	4番	田村幸子君
	5番	益子康子君
	6番	中野英一君
	7番	林田美代子君
	8番	田村泰之君
	9番	村上寿之君
	10番	石井栄君
	11番	小松崎均君
	12番	畑岡洋二君
	14番	藤枝浩君
	15番	西山猛君
	16番	石松俊雄君
	17番	大貫千尋君
	18番	大関久義君
	19番	市村博之君
	20番	小藺江一三君
	21番	石崎勝三君

欠席議員

なし

出席説明者

市	長	山口伸樹君
副	長	近藤慶一君

教 育 長	今 泉 寛 君
市 長 公 室 長	中 村 公 彦 君
総 務 部 長	石 井 克 佳 君
市 民 生 活 部 長	金 木 雄 治 君
保 健 福 祉 部 長	下 条 かをる 君
産 業 経 済 部 長	古 谷 茂 則 君
都 市 建 設 部 長	吉 田 貴 郎 君
上 下 水 道 部 長	横 手 誠 君
市 立 病 院 事 務 局 長	後 藤 弘 樹 君
教 育 部 長	小 田 野 恭 子 君
消 防 長	堂 川 直 紀 君
会 計 管 理 者	島 田 茂 君
笠 間 支 所 長	岡 野 洋 子 君
岩 間 支 所 長	伊 勢 山 裕 君
監 査 委 員 事 務 局 長	飯 田 由 一 君
商 工 課 長	川 又 信 彦 君
環 境 保 全 課 長	小 里 貴 樹 君
環 境 保 全 課 長 補 佐	大 峰 浩 一 君
資 産 経 営 課 長	持 丸 公 伸 君
資 産 経 営 課 長 補 佐	前 嶋 進 君
財 政 課 長	山 田 正 巳 君
契 約 検 査 室 長	打 越 英 樹 君
財 政 課 長 補 佐	藤 田 優 君
高 齢 福 祉 課 長	中 庭 聡 君
包 括 支 援 セ ン タ ー 長	富 田 玲 子 君
高 齢 福 祉 課 長 補 佐	伊 藤 浩 君
農 政 課 長	磯 山 浩 行 君
農 政 課 長 補 佐	石 川 浩 道 君
農 業 委 員 会 事 務 局 長	柳 原 克 之 君
農 業 委 員 会 事 務 局 長 補 佐	菊 地 恵 一 君
観 光 課 長	滝 田 憲 二 君
観 光 課 長 補 佐	野 沢 力 君
企 画 政 策 課 長	北 野 高 史 君
企 画 政 策 課 長 補 佐	小 松 崎 守 君
社 会 福 祉 課 長	堀 内 信 彦 君

社会福祉課長補佐	甘利浩行君
健康増進課長	小澤宝二君
保健センター所長	佐伯優子君
健康増進課長補佐	菅谷清二君

出席議会事務局職員

議会事務局長	堀越信一
議会事務局次長	西山浩太
次長補佐	松本光枝
係長	神長利久
主幹	塩田拓生

議事日程第5号

令和2年9月16日（水曜日）

午前10時開議

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 一般質問

1. 本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 一般質問

午前10時00分開議

開議の宣告

○議長（飯田正憲君） おはようございます。

御報告申し上げます。

ただいまの出席議員は全員であります。22名。

定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の会議に、地方自治法第121条第1項の規定により出席を求めた者及び議会事務局職員の出席者は資料のとおりであります。

議事日程の報告

○議長（飯田正憲君） 本日の議事日程につきましては議事日程第5号のとおりといたします。

これより議事日程に入ります。

会議録署名議員の指名について

○議長（飯田正憲君） 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、3番内桶克之君、4番田村幸子君を指名いたします。

一般質問

○議長（飯田正憲君） 一般質問を行います。

一般質問につきましては、一括質問・一括答弁方式及び一問一答方式の2方式から選択といたします。質問は項目ごとに質問し、完結した後、次の質問項目に入っていただくようお願いいたします。また、発言時間は、一問一答方式につきましては、質問、答弁合わせて60分以内とします。

執行機関には反問権を付与しておりますので、議員の質問に疑問があるときは、「反問します」と宣言し、議長の許可を得て質問内容を深めてください。

さらに、議員、執行部とも、分かりやすい質問、分かりやすい答弁に努めていただきますよう求めます。

それでは最初に、15番西山 猛君の発言を許可いたします。

[15番 西山 猛君登壇]

○15番（西山 猛君） 15番西山 猛でございます。

通告に従い質問をいたします。

一問一答方式をお願いいたします。

大項目1、イベントについて、小項目①改めて本市のイベントを伺う。

○議長（飯田正憲君） 産業経済部長古谷茂則君。

○産業経済部長（古谷茂則君） 15番西山議員の質問にお答えいたします。

笠間市で行政が主に関わっている規模の大きなイベントにつきましては、笠間のつつじまつり、笠間の陶炎祭、笠間のまつり、新栗まつり、笠間浪漫、いばらきストーンフェスティバルなどが開催されています。

その中でも、笠間の陶炎祭は、令和元年度の来客数は7日間の開催期間中に50万1,000人となり、ゴールデンウィークに茨城県内で開催されるイベントの中でも特に来場者の多いイベントとなっております。

以上です。

○議長（飯田正憲君） 西山 猛君。

○15番（西山 猛君） 小項目①を終わりにします。

小項目②に入ります。

それでは、イベントと地場産業の関わりについて、お伺いをいたします。

○議長（飯田正憲君） 産業経済部長古谷茂則君。

○産業経済部長（古谷茂則君） イベントと地場産業の関わりについてでございますが、笠間市で開催されるイベントの多くは、地場産業である笠間焼、稲田石や農産物の販売促進を目的に開催されております。

イベントは強力な集客力による販売収益や多くの方に知ってもらう機会としておりますが、対面でお客様に商品の紹介を行ったり、直接販売を通じた交流の場を設けることで、来場した方々へ笠間市の地場産業製品の認識を高めることも重要な役割を担っており、生産者にとってなくてはならない事業となっております。

○議長（飯田正憲君） 西山 猛君。

○15番（西山 猛君） おっしゃるとおりですね。イベントを通じて笠間市の歴史、文化、伝統、それから特産物等々を全国、いや全世界に知らしめるためのイベントといっても過言ではないと思っております。

それでは、陶炎祭について、お伺いいたします。

陶炎祭は開催するんですか。

○議長（飯田正憲君） 産業経済部長古谷茂則君。

○産業経済部長（古谷茂則君） 今年度の陶炎祭は中止ということになっております。

○議長（飯田正憲君） 西山 猛君。

○15番（西山 猛君） 開催するという新聞報道がなされました。その後、開催しないということで現在に至っておりますね。

決定権というのは、どこにあるんですか。

○議長（飯田正憲君） 産業経済部長古谷茂則君。

○産業経済部長（古谷茂則君） 事業の決定につきましては、笠間焼協同組合のほうに態度の決定をしております。

県内の、国内の感染者の拡大状況とか開催場所の近隣の方からの意見等を参考にした上で中止を決定したということで伺っております。

○議長（飯田正憲君） 西山 猛君。

○15番（西山 猛君） ②を終わります。

小項目③、昨今の社会情勢に合わせた市の判断と行動、実務についてということで、お伺いいたします。

先ほどの答弁の中にかぶるかもしれませんが、お願いします。

○議長（飯田正憲君） 産業経済部長古谷茂則君。

○産業経済部長（古谷茂則君） 昨今の社会情勢に合わせた市の判断と行動についてでございますが、新型コロナウイルス感染拡大に伴い、多くのイベントが延期や中止を余儀なくされました。新型コロナウイルス感染症が拡大していく中、国、県、市、それぞれ独自の支援制度を行ってきました。

その中の一つに、春の開催を延期した笠間の陶炎祭出展者を支援する笠間の陶炎祭出展者貸付金貸付条例を制定しまして、限度額50万円の貸付事業を4月10日より開始いたしました。しかし、利用者につきましてはまだおりません。

こちらは、4月の新型コロナウイルス感染症の収束予測が立たない中、国や県の給付事業に先駆けまして、笠間焼協同組合と支援について相談の上、必要と判断し制定したものでございます。また、笠間焼協同組合が6月29日から実施いたしました笠間焼のオンライン販売の支援を行い、笠間焼作家の販売機会の確保を行ってまいりました。

○議長（飯田正憲君） 西山 猛君。

○15番（西山 猛君） 質問をする前に部長から先回りして答えが、答弁をいただいたような状況なんです。いろいろ支援の部分で対象者がゼロということで、条例、そして補正予算約4,000万円の補正予算を、これは急務であるということで議決をもって執行できる準備を整えたということですが、結果としてはゼロ件。手厚いと言えば手厚いんですが、条例を制定して補正予算を組んでまで、それがゼロ件というのはあまりふさわしくないように思うんですが、その点だけいかがですか。

○議長（飯田正憲君） 産業経済部長古谷茂則君。

○産業経済部長（古谷茂則君） 実績ゼロにつきましては幾つかの原因が考えられますが、まず、制度の創設時期が考えられると。

○15番（西山 猛君） 原因はいいです。

○産業経済部長（古谷茂則君） この制度は、4月の感染の影響が不透明な時期、この難しい中で、その時点では必要であったと考えております。

○議長（飯田正憲君） 西山 猛君。

○15番（西山 猛君） それでは、小項目③を終わります。

大項目1を終わります。

続きまして大項目2、学校教育に対する変化について、小項目①教育環境の変化をお伺いいたします。

○議長（飯田正憲君） 教育長今泉 寛君。

〔教育長 今泉 寛君登壇〕

○教育長（今泉 寛君） 15番西山議員の御質問にお答えいたします。

今般のコロナ禍により社会全体が新型コロナウイルスと共に生きる新しい生活様式に移行する中で、学校においては、学校生活のみならず、学習の在り方なども変革を迫られて

いるところであります。

さらには、AIの発達など、これからの社会の変化に対応できる力を高めるために、新学習指導要領がスタートしたところであり、加えて、1人1台端末が学校のスタンダードになろうとしています。

今後は、感染予防と学びの保証を両立しながら新しい学習様式に取り組み、本市の子どもたちが未来のつくり手となるように、教育活動を進めてまいります。

○議長（飯田正憲君） 西山 猛君。

○15番（西山 猛君） 教育長に質問をしたのは、教育環境の変化ということだけだったんですが、その後の対応についてということで、小項目①を二分しようと思ったんですが、答えをいただいてしまったので、①を終わりにします。

②に入ります。

保護者の負担軽減措置、これは①の答弁の中にもありましたけれども、コロナ禍の対応ということでありました。負担軽減措置を具体的にお伺いいたします。

○議長（飯田正憲君） 教育長今泉 寛君。

○教育長（今泉 寛君） コロナ禍における保護者の負担軽減措置ということでございますが、一つは、臨時休校期間中に、社会を維持するために必要な職種に従事している子どもの家庭や独り親で子どもの面倒が見られない家庭に対しまして、市内の公民館で学習支援を行いました。

また、県で作成した授業動画を活用した家庭学習を進めるために、オンラインでの学習環境が整備されていない家庭にポータブルのDVDプレーヤーを貸与したところでございます。

さらに、修学旅行の延期や中止に伴うキャンセル料の公費負担を行って、保護者の負担軽減を行ったところでございます。

以上でございます。

○議長（飯田正憲君） 西山 猛君。

○15番（西山 猛君） 昨年、令和元年第3回定例会において、私が質問しまして、おいしい給食推進室長が答弁をしているんですが、給食費の軽減を提案したところ、活字で行きまずと選択肢は残るということで、可能性が十分含まれているということの答弁をいただいております。

今でこそ、このコロナ禍の時代であればこそ、そういうことについて対応すべきではなかったのか。

でも、今ここで言っているんじゃないくて、1年前に質問をして答弁をしております。つまり1年の準備期間があったんですが、準備というか、議論、研究、調査をする期間があったんですが、これについて現在どのような対応になっておりますか。

○議長（飯田正憲君） 教育長今泉 寛君。

○教育長（今泉 寛君） 給食のことにつきましては、現在も変わっておりません。

○議長（飯田正憲君） 西山 猛君。

○15番（西山 猛君） どうしてですか。

自席でやってもらって。

どうしてですか。

○議長（飯田正憲君） 教育長今泉 寛君。

○教育長（今泉 寛君） 自席ということなので。

研究いたしました。検討するということでお答えいたしまして、その後やったんですけども、要するに安い業者が見つからず、そのままの状況になっているということです。

○議長（飯田正憲君） 西山 猛君。

○15番（西山 猛君） 安い業者じゃなくて、流通経路を変えれば、ここにも書いてあります。直の取引の選択肢はあるということ。直の取引の選択。つまり、学校給食会を通して、わざわざ通してここで利益が出て、さらにそれを配達して給食センターに持ち込んで、給食センターがさらに配送するというようなダブルのコストは要らないんじゃないですか、できるんじゃないですかと言ったら、可能ですと、それは選択肢としてあるということだったんですが、業者を改めて別な業者を探せではないんですけども、その点、研究したということですが、どういうことですか。

○議長（飯田正憲君） 教育長今泉 寛君。

○教育長（今泉 寛君） 学校給食会より安いところがなかったというような結論でございます。

○議長（飯田正憲君） 西山 猛君。

○15番（西山 猛君） ちょっとおかしくないですか。学校給食会に納めている、学校給食会で利益が出て、利益を出して、それで配送するわけでしょう。ここで赤字になるんですか。赤字になって、これを補填するんですか、誰かが。赤字になって、それを提供しているんですか。

○議長（飯田正憲君） 教育長今泉 寛君。

○教育長（今泉 寛君） パンですね、パンのことにつきましては、学校給食会しか取り扱っているところがございます。ほかの業者でやっているところがあるかということを探しましたけれども、残念ながら大手の業者もパンを取り扱わなくなっています。

○議長（飯田正憲君） 西山 猛君。

○15番（西山 猛君） 推進室長呼んできて、ここに。どんな話しているの。パンの話しなど誰もしていないでしょう。食材を、センターというものを持っているんだから、笠間と岩間とあるんだから、センターがあるんだから、食材を給食会を通さなくてもいいんじゃないですかという話をしている。

○議長（飯田正憲君） 教育長今泉 寛君。

○教育長（今泉 寛君） 一般物資につきましては、これはいろいろな業者が関わっております。その中で見積り合わせをして、安いところから買っているという具合です。

○議長（飯田正憲君） 西山 猛君。

○15番（西山 猛君） じゃあ、1年前のこの議論は一体何だったんですか。問答は何だったんですか。給食会があることでコストがかかってしまうでしょう、それを削れるでしょうという話をしたんですよ。そうしたら、その選択肢はあると。選択肢はあるということで、その選択肢というのは頭にあったわけだ、担当、答弁した室長は。そうでしょう。

でも、それは1年間たってどうなんですかという話をしているの。そうしたら、パンの話になったり、今度、見積り合わせをして安いところから買っている、それは直接入れているものがあるんだという話。そうじゃなくて、直接入れているものではないものがあるでしょうと。給食会から来るものがあるんでしょう。それに対して言っているんでしょう。

○議長（飯田正憲君） 教育長今泉 寛君。

○教育長（今泉 寛君） 給食会から来るものというのと、一般物資とそれから基本物資とありまして、基本物資はパンと麺ですね。あとは一般物資、いろいろなもの、加工品とかそういうものが入ってくる、冷凍物とか、そういうのが入ってくるわけです。

○議長（飯田正憲君） 西山 猛君。

○15番（西山 猛君） もうこれ言ってもしょうがないんだけど、冷凍の会社があります。茨城に何社かあるわけで、大体2社ぐらいで収まっているらしいんだが、その冷凍食品を直接仕入れることができるでしょうと言っているわけですよ。そういう努力をしてくれないですかと言っているわけです。

○議長（飯田正憲君） 教育長今泉 寛君。

○教育長（今泉 寛君） おっしゃるとおり冷凍業者から直接買うことはできます。その場合、やっぱり一般の見積り合わせをして安いところから買うわけですから、もちろん冷凍業者から買うものもありますし、給食会になる場合もあります。あくまでも安いものを購入しております。

○議長（飯田正憲君） 西山 猛君。

○15番（西山 猛君） じゃあ、給食会は学校によって違う発送しているわけ。そういうことになりますか。その自治体によって、あるいはその学校によって、

○議長（飯田正憲君） 教育長今泉 寛君。

○教育長（今泉 寛君） 一般物資についてはそうであります。基本物資は、これは全市町村、学校給食会を通して買っている。

○議長（飯田正憲君） 西山 猛君。

○15番（西山 猛君） 分かりました。

じゃあ、コスト削減のため学校給食会を経由しない流通システムは可能かという1年前の質問に対して、直の取引の選択肢は残るという答弁があったんですよ。でも、それ温め

てもらって、1年たって、ましてこのコロナ禍の対応でコストが削減できることで、給食費の半減とか、そういうことが可能なのかという質問をしたかったんですよ。

でも、今のお話で行くと、全く変わらない話を、答弁を、教育長自らしているんですけども、これに間違いはありませんか。

○議長（飯田正憲君） 教育長今泉 寛君。

○教育長（今泉 寛君） いろいろな基本物資、給食の材料、値上がりをしております。

○15番（西山 猛君） 間違い、あるかないか。

○教育長（今泉 寛君） ですから、値上がりしておりまして、なかなか頂いている給食費の中でやっていくことが非常に難しい状況にある中で、今現在を維持しているということでもあります。

○議長（飯田正憲君） 西山 猛君。

○15番（西山 猛君） それでは、②を終わります。小項目③は結構です。

大項目2を終わります。

続いて大項目3、市内の保護犬等の状況について。

小項目①合併後、現在の笠間市、新市における犬猫に関する保護内容とその頭数の推移を伺います。

○議長（飯田正憲君） 市民生活部長金木雄治君。

○市民生活部長（金木雄治君） 15番西山議員の御質問にお答えします。

合併後、新市における犬猫に関する保護内容と、その頭数の推移との御質問ですが、笠間市における保護の内容としましては、市民等からの通報により負傷や衰弱した犬猫や逸走した犬などを保護しており、負傷や衰弱した犬猫につきましては、随時、動物指導センターに搬送しています。逸走した犬につきましては、保護した付近で飼い主の捜索をし、飼い主が見つからない場合は、動物指導センターと笠間警察署に情報提供した上で、最大5日間程度市役所で保護し、飼い主が見つからない場合、動物指導センターに搬送しております。

その後、動物指導センターでは収容する際に写真を撮影し、ホームページにより、保護情報として掲載しております。

次に、保護頭数の推移についてですが、直近5年間で申しますと、平成27年度は、犬が33頭、猫が184匹の計217頭、平成28年度は、犬が33頭、猫が156匹の計189頭、平成29年度は犬が28頭、猫が90匹の計118頭、平成30年度は、犬が25頭、猫が99匹の計124頭、令和元年度は、犬が32頭、猫が51匹の83頭と減少傾向になっております。

○議長（飯田正憲君） 西山 猛君。

○15番（西山 猛君） それでは、よく殺処分ワースト何とかと悪い位置を維持していましたね、茨城県については。

これ突然殺処分ゼロになったんですが、なぜですか。

○議長（飯田正憲君） 市民生活部長金木雄治君。

○市民生活部長（金木雄治君） まず環境省の話をちょっとさせてもらってもよろしいでしょうか。

環境省では、令和元年度より全国の自治体から殺処分数の報告を3組に分類した通知で報告を求めています。

一つ目は攻撃性や病気などで譲渡が適切でない、二つ目は収容中に死亡、三つ目はそれ以外と、環境省の殺処分数の公表については、今言いました三つの区分を合わせた数値を都道府県の殺処分数と公表しております。

茨城県は、令和元年度より譲渡する判定を令和元年6月に策定した譲渡候補犬の選定に関するガイドラインに基づき実施し、譲渡適性があると判断した犬猫の殺処分が共にゼロになったということで公表しております。

○議長（飯田正憲君） 西山 猛君。

○15番（西山 猛君） その判断基準は、誰が決めるんですか。

○議長（飯田正憲君） 市民生活部長金木雄治君。

○市民生活部長（金木雄治君） 動物指導センターのほうで判断をしております。

○議長（飯田正憲君） 西山 猛君。

○15番（西山 猛君） 指導センターということは、センター長の最終的な決裁ということでしょうか。

○議長（飯田正憲君） 市民生活部長金木雄治君。

○市民生活部長（金木雄治君） そのとおりでございます。

○議長（飯田正憲君） 西山 猛君。

○15番（西山 猛君） いきなり殺処分ゼロという統計が出されたときに私は疑ったんですね、これどういうことなの。

そうすると、今の基準があって、譲渡不適合というか、不適合というか、そういう犬猫についてはカウントしないんだ、でも殺処分されているんだということが分かったんですね。不適合というのは、何を根拠に言っているんですか。

そのガイドラインは分かりました。じゃあ、動物愛護の観点から言ったら、私の周りにも車椅子をつけて足の悪い犬を車椅子にしてちゃんと面倒見ている人もいます。おむつを与えている人もいます。事故で前足が折れてしまった猫を一生懸命育てている人もいます。命じゃないですか。どうなんですか、その点。

○議長（飯田正憲君） 市民生活部長金木雄治君。

○市民生活部長（金木雄治君） あくまでも、茨城県の譲渡候補犬の選定に関するガイドラインに従いまして、判定しているのは、狂犬病予防員という方が、第一次判定と第二次判定を経て判定しております。

第二次判定においては、獣医師の免許の保有を持った狂犬病予防員が判定しております

ので、あくまでも茨城県の基準ではそういうふうに判断しております。

○議長（飯田正憲君） 西山 猛君。

○15番（西山 猛君） そのとおりですね、悔しかったら県議会議員になってみろという話なるわね、そのとおりだ。

おっしゃるとおりで、しかしながら、私がここで改めてこの質問をするというのは、設置自治体として、県内ただ唯一ここだけ、ありますよね、ここだけですよね、動物指導センターということで。その立場の自治体からどうなのかなということなんです。

続きまして、②に入ります。

県下動物指導の名の下、殺処分場の設置自治体として果たす役目とは何か、お伺いいたします。ここに尽きると思います。

○議長（飯田正憲君） 市民生活部長金木雄治君。

○市民生活部長（金木雄治君） 県下動物指導の名の下、殺処分場の設置自治体として果たす役目とは何かとの御質問でございますが、動物指導センターは昭和54年に狂犬病予防法、動物愛護法関係事務を所管する施設として設置されました。現在は、犬及び猫の引取りや動物愛護の啓発を中心に業務を行っており、笠間市においても、管轄区域内の自治体として狂犬病予防事業や保護した犬猫の収容などの実施をいただいております。

そのような中、動物指導センターが施設の運営上で地域に関わる課題が生じた場合、県と市の役割に基づき、施設が所在する自治体市として協力できることは行った上で、地域の立場を踏まえた意見を申し上げ、よりよい運営をしていただくことが必要だと思っております。

○議長（飯田正憲君） 西山 猛君。

○15番（西山 猛君） それで、何をやるんですか、だから。

○議長（飯田正憲君） 市民生活部長金木雄治君。

○市民生活部長（金木雄治君） 県と市の役割で、市の役割については、動物愛護法の中で、動物愛護に関わる普及と負傷動物を保護する役目を担っております。

そこで、地域における動物の飼い主、市民に対する動物愛護の普及啓発、地域の実情に合わせた関連対策の充実強化に可能な限り取り組んでおります。

○議長（飯田正憲君） 西山 猛君。

○15番（西山 猛君） 具体的に、笠間市民の協力をもって、この地域に、設置自治体として、この地域に特別な何か愛護の何か見えるもの、何かそんな活動してほしいなと思うんですよ。それは、もちろん自治体が、自治体行政が旗を振って、そういうものに募っていただいて、どうでしょうか、そういう考えありませんか。指導センターという殺処分場があるということ。もちろん譲渡のエリアもあったり、分かりますよ。分かりますけれども、墓地なんかもあったりしますね、手前のほうに。分かりますけれども、何か自治体として特別な思い、設置自治体として特別な思いを形にするような、何かそんなこととい

うのは考えられませんか。

○議長（飯田正憲君） 市民生活部長金木雄治君。

○市民生活部長（金木雄治君） 殺処分の頭数に関しましては、殺処分頭数はもちろんでありますけれども、地域においては、飼養されずに収容される犬猫を地域から出さないことが重要だと考えております。

そのようなことから、笠間市としましては、不妊去勢手術費の一部助成、地域猫飼養の活動のほか、飼い主に対する終生飼養と適正飼養の広報や周知活動などに努めておりまして、今後もそれを充実させていきたいと思っております。

○議長（飯田正憲君） 西山 猛君。

○15番（西山 猛君） 市が直営する動物、特に犬猫に対する、何かこう、日本じゃなくても世界に発信するような、何かそんな施設とか、そういうことをビジョン的に入りませんか、まちづくりの中に。

難しければ市長にも答えてもらおうし。

○議長（飯田正憲君） 市民生活部長金木雄治君。

○市民生活部長（金木雄治君） 動物の愛護に対する活動につきましては、茨城県内はもとより、県外の先進事例なども調べております。

その中で、こういうことは笠間市でもできるんじゃないかというような検討もしておりますが、いまだ実施されていない状況に変わりません。

○議長（飯田正憲君） 西山 猛君。

○15番（西山 猛君） 検討中ということで、前向きということでよろしいですね。分かりました。それでは、②終わります。

大項目3、終わります。

続きまして大項目4、公有地の有効活用と市発展について。

小項目①過去に公有地を民間に売却処分したことで、市発展の起爆剤となった具体例をお伺いいたします。

○議長（飯田正憲君） 総務部長石井克佳君。

○総務部長（石井克佳君） 15番西山議員の御質問にお答えをいたします。

公有地の有効活用と市発展について、過去に公有地を民間に売却したことで市発展の起爆剤となった具体例を伺うとの御質問でございますが、これまでに市では195件の売却を行っております。このうち、道路ですとか、あるいは小規模の宅地を除きまして1,000平米を超える面積での民間事業者等への売却が9件、これまでございました。

市発展の例といたしましては、これまで笠間市駅周辺整備活性化プランに基づきまして、公有地を活用しました友部駅周辺整備では、地域交流センターと相乗して医療、福祉、子育て支援施設により新たな雇用や地域のにぎわいの創出が図られた例があると考えてございます。

○議長（飯田正憲君） 西山 猛君。

○15番（西山 猛君） それでは、①終わりにします。

小項目②公有地を売却する際、適正価格の算出方法について、お伺いいたします。

○議長（飯田正憲君） 総務部長石井克佳君。

○総務部長（石井克佳君） 公有地を売却する際の適正価格の算出方法についてでございますが、地方自治法及び市の財務規則に公有財産の売却において、適正な価格等について規定がなされてございます。

この適正な価格は、国家資格を有する不動産鑑定士に評価を依頼しまして、国交省が定めております不動産鑑定評価基準に基づいて算出をしております。この算出された不動産鑑定価格に基づきまして、市が決定してまいるものでございます。

○議長（飯田正憲君） 西山 猛君。

○15番（西山 猛君） それでは、ちなみに、平成26年6月に売買をしました、買受人が社会福祉法人愛の会、現在の市立病院を含む地域医療センターかさまの隣、児童館との間でございますが、その売却代金、もちろん平米数と重ねてお答えください。

○議長（飯田正憲君） 総務部長石井克佳君。

○総務部長（石井克佳君） 特別養護老人ホーム陽だまり館の面積と売却金額でございますが、面積が6,785.1平方メートルでございます。売却金額は1億1,941万7,760円でございます。

○議長（飯田正憲君） 西山 猛君。

○15番（西山 猛君） 坪単価でどうですか。

○議長（飯田正憲君） 総務部長石井克佳君。

○総務部長（石井克佳君） 単価でございますが、平米当たり1万7,600円でございます。

○議長（飯田正憲君） 西山 猛君。

○15番（西山 猛君） 坪単価。

○議長（飯田正憲君） 総務部長石井克佳君。

○総務部長（石井克佳君） 坪単価でございますが、申し訳ございません、5万8,000円でございます。

○議長（飯田正憲君） 西山 猛君。

○15番（西山 猛君） 平成26年6月ですね、売却が。平成27年5月には、建物建っていないんですけども、建っていないんですね。建っていないんですけども、ごめんなさい、建物いつ建ったか分かりますか。

○議長（飯田正憲君） 総務部長石井克佳君。

○総務部長（石井克佳君） 申し訳ございません。ただいまちょっと手元に建物の事件はございません。

○議長（飯田正憲君） 西山 猛君。

○15番（西山 猛君） 本来、売った後のことなどどうでもいいんですよ。本来、そうでしょう。建物がいつ建っても民間の手に行っちゃっているんだもの、それはいいじゃないですかね、建物建ったのが、平成27年6月になりますね。

ごめんなさい、ちょっと待って。

平成27年6月22日、それよりも前に、抵当権を設定して8億4,500万円。これは抵当権ですから、根抵当権ではありませんから、抵当権ですから、確定額ですから、8億4,500万円の借入れを起こしているんです。さらにその後1億4,350万円の借入れを起こしているんですね。

これももちろん民間のことだからいいんですが、私は、思うのは、あの土地の価値観といのはもっとあったんじゃないかと思うんですよ。もっとあったんじゃないかと。鑑定士が出したと言っているけれども、もちろん、特別養護老人ホームという特殊な事業なので、社会福祉法人という特別なことなので、それは一概に言えませんよ。でも一般論としてある程度の価値があるものだから、ある程度の見立てができたのかなと思っているんですね。そこはいかがでしょうか。

つまり、土地代金、土地の単価が果たして適正価格だったかなということを言いたいですけれども。

○議長（飯田正憲君） 総務部長石井克佳君。

○総務部長（石井克佳君） 私どものほうでは、普通財産を売却する所管でございまして、適正価格につきましては、先ほどもちょっとお話を申し上げましたけれども、法的に基準にのっとって評価する方法がまず適正だろうという考え方で、不動産鑑定というもので算定をさせていただいているところでございます。

○議長（飯田正憲君） 西山 猛君。

○15番（西山 猛君） なので、一般論で、あのとき売った市の財産が、土地が、その買った社会福祉法人が借入れを起こして事業が始まるんだけど、そこでいきなり8億円からの借入れを起こせるといのは、もちろん土地の価値観だけではないですよ。ないけれども、一定の評価はしていたんじゃないかなと思ったんですよ。こちらに鑑定士がいて、鑑定士が言ったんだからの一点張りだから、それはいいですよ。結構です、今さら。だけど、結論としてそういうことができるというのは、もちろん事業計画もあったり、今までの実績もあったり、それでいて借入れをするんでしょうけれども、現実的にそういうことなのかなと思ったんです。

そもそも土地そのものの価値観があったのかなと、もうちょっとという思いがあるんですが、そういう誤解を招くような売却だったなと思って、今反省をしているところなんです。議会として、議員として、議会の議員として反省をしているところなんです。

ともあれ、こちらに市立病院があって、市立病院から嘱託医が入っている、その陽だまり館という施設に入っている、あまり言いたくないんですけど、入っている。こちらに

は児童館がある。前から言っているけれども、何か実現していないけれども、市立病院の駐車場と一緒にしようよ、供用しようよというような案が最初から出た。よくよく考えたら、売却をすることをノーと言っているわけじゃない。そうじゃなくて、そもそも論として、あの土地そのものが南友部地区の区画整理のための代替用地と聞いております。これは私が地元、旧友部の議員であればもっと違う表現ができたんでしょうけれども、もともと友部の町議会の皆さんがずっと温めてきたものなんだけれども、現実として、その区画整理が難しいかもしれない。でも、どこかで明確に地元の皆さんが駄目だよ、市民の皆さんがもうこれは協力できないよ。じゃあどうする、この宙に浮いた公有地というのが順序なのかなと思うんですよ。

そこで、児童館ができたけれども、その後、民間に売却になってしまった。さらにまた公の施設が、病院を含めた施設が建った。どうでしょう。何か不自然ではないですか。

○議長（飯田正憲君） 総務部長石井克佳君。

○総務部長（石井克佳君） 当該用地に関しましては、幾つかの変遷があったのかなと思っております。今の少子高齢化の進展などによる、例えば人口減少ですとか、あるいは中心市街地の空洞化と、それから人々のライフスタイルに関する価値観の変化等もございました。大震災の発生等もございましたので、そういったことを勘案して、駅周辺を中心とした活性化の必要性から、その地域でどういうふうに活用したらいいのかというのを検討する中で、そういった利活用のほうに方向が進んできたのかなというふうに考えてございます。

○議長（飯田正憲君） 西山 猛君。

○15番（西山 猛君） 部長、南友部地区は駅周辺じゃないんですか。

○議長（飯田正憲君） 総務部長石井克佳君。

○総務部長（石井克佳君） 駅周辺でございます。

○議長（飯田正憲君） 西山 猛君。

○15番（西山 猛君） ですから、そういう考えが、もし今部長が答弁したように、そういう考えが新市になってあったとすれば、もう一度仕切り直し、当時の地元の友部地区の議員の皆さん、あるいは関係する皆さん、地域の皆さん、いろいろな皆さんと議論しながら、そういうことをもう一回仕切り直しをして、議論すべきだったんじゃないですか。それを抜いて、今の思いのとおり、周辺整備だということの名目で始まったんだと。

じゃあ百歩譲りましょう。それでは、そこに陽だまり館という社会福祉法人の施設があります。これ後で、前後しちゃいますけれども、後で出ますけれども、我が市の山口市長は福祉事業に大変たけている人なんですよ。その人、市長さん。市長さんがいて、ここに児童館があって、真ん中売却した、ここまでいい。ここに市立病院を含んだ福祉の拠点をつくろうとやった。ここにある施設に市立病院から嘱託医が行っている。私が市長だったら判こ押しませんよ。やらせませんよ。譲っても、地元の、わざわざ石岡から呼んできま

せん。地元の実績のある施設、あるいは少なくとも市長自らが施設を持っているわけだから、市長の施設を持ってきますよ。どうですか。

市長が答弁、これ。

○議長（飯田正憲君） 市長山口伸樹君。

○市長（山口伸樹君） そんなに立派なことを私やっているわけではございませんが、福祉事業について携わっておりますし、それとは切り離して、今の質問にお答えをさせていただきたいと思えます。

あそこは駅周辺の公有地の利活用ということで、当時、友部駅周辺、岩間駅周辺の公有地があるのをどう利活用していくかということを検討した経緯がございます。

コンパクトシティの中心的なまち整備をやるということ、駅周辺整備計画を作成し、その後、地元にも説明して、御理解をいただいて、医療、福祉、児童の三つの福祉ゾーンをつくっていかうということで整備を進めました。

先ほど児童館売却というお話がありましたが、児童館については、指定管理で今運営をしていただいているところでございます。

老人ホームについては、もちろん地元も含めて公募をいたしました。選定委員会の中で、実績等を踏まえて、現在の施設が運営しているというような状況でございます。

市立病院から医師が行っているということは、もちろん契約に基づいて医師が診察に行っているわけでありまして、利用者にとっては、お隣からすぐ来てくれるということは非常に、そういう意味では利便性も高いし、医療の面を確保できているということで、利用者にとっては非常にいいことなのかなというふうに思っています。

以上です。

○議長（飯田正憲君） 西山 猛君。

○15番（西山 猛君） その点につきましては、もうこれ以上は質問しません。部長も困るでしょうし、②を終わります。

③に入ります。

くくりですけれども、公有地、つまり公有財産、公の財産は誰のものでしょうか。

○議長（飯田正憲君） 総務部長石井克佳君。

○総務部長（石井克佳君） 公有財産とは誰のものかについてでございますが、市庁舎等を含む行政全体にわたる財産は市の財産でありまして、それはすなわち市民の財産であると認識をしております。

○議長（飯田正憲君） 西山 猛君。

○15番（西山 猛君） もう一度、最後だけ言ってもらっていいですか、最後だけ。

○議長（飯田正憲君） 総務部長石井克佳君。

○総務部長（石井克佳君） 公の財産、公有財産については市民の財産であると認識をしております。

○議長（飯田正憲君） 西山 猛君。

○15番（西山 猛君） 何かマスクしているからあまり聞きづらいけれども、市民のものですね。ここで締めたいと思います。小項目③終わります。

大項目4終わります。

続いて大項目5、公共事業発注の適正化について。

小項目①新市における要議決案件の事業件数を伺います。

○議長（飯田正憲君） 総務部長石井克佳君。

○総務部長（石井克佳君） 15番西山議員の御質問にお答えをいたします。

新市における要議決案件の事業件数でございますが、議会の議決に付すべき契約は工事請負契約で予定価格が1億5,000万円以上、動産購入契約ですと予定価格2,000万円以上の案件となっておりまして、新市合併以降の議決対象となりました工事請負契約及び動産購入契約の件数は、総数で52件でございます。

年度ごとに分類をしまして御説明申し上げますと、平成18年度が3件、平成19年度が4件、平成20年度が3件、平成21年度が1件、平成22年度が1件、平成23年度が2件、平成24年度が5件、平成25年度が3件、平成26年度が4件、平成27年度が4件、平成28年度が8件、平成29年度が4件、平成30年度が2件、令和元年度が4件、そして令和2年度が現在4件ございまして、これらを先ほどの契約区分ごとに分類いたしますと、工事請負契約が34件、動産購入契約のほうは18件となっております。

○議長（飯田正憲君） 西山 猛君。

○15番（西山 猛君） 分かりました。平成28年が8件ということで突出していたんですね。8件の議決案件、つまり1億5,000万円以上の工事が8件あったということ。

通常、動産購入については、よく消防車、ポンプ車とかはしご車とかということで、特殊な車両が結構な額になりますのでありますね。これは年次的に随時、切替えなくちゃならないからあるんでしょう。

いずれにしても、この平成18年から現在まで34件の工事請負契約があります。

それでは、②に入ります。

同様に、受注状況をお伺いいたします。これは、ちょっと時間の関係で、受注状況、件数と総額にしますか。ナンバースリー、上から、一番多いところからお願いします。

○議長（飯田正憲君） 総務部長石井克佳君。

○総務部長（石井克佳君） 件数と金額の多い順でございますが、まず、4件あるのが、1社が4件ございまして、その1社の合計金額が23億2,307万5,000円でございます。次が、3件を受注している業者が1社ございまして、件数は3件、一番多いんですけども、金額としては5億5,498万円でございます。次に、2件受注している業者が3社ございます。

○15番（西山 猛君） 部長、いいです。

○総務部長（石井克佳君） よろしいですか。

○議長（飯田正憲君） 西山 猛君。

○15番（西山 猛君） それでは、受注件数から行くと4件、3件、2件ということで、4件が1社あります。金額は先ほど言った23億2,300万円ということです。次が3件取っている会社がやっぱり1社、約5億5,500万円ありますね。それから2件というのが3社ありますね。

一番多いのは何という会社ですか。1番、ナンバーワン、23億円。

○議長（飯田正憲君） 総務部長石井克佳君。

○総務部長（石井克佳君） 一番多い事業者でございますが、鈴縫工業株式会社でございます。

○議長（飯田正憲君） 西山 猛君。

○15番（西山 猛君） それでは、鈴縫工業と山口市長の関係はどうですか。市長、答弁してください。

○議長（飯田正憲君） 市長山口伸樹君。

○市長（山口伸樹君） 関係というのはどういうことでしょうか。全く関係ありません。

○議長（飯田正憲君） 西山 猛君。

○15番（西山 猛君） 私の口から言うのもちょっとおかしいんですが、どんなふうに関現在、法的にしているか分かりませんが、市長の身内、親族が関わる会社というふうには私は情報を得ておりますが、それは違うんですか。

○議長（飯田正憲君） 市長山口伸樹君。

○市長（山口伸樹君） 調べてもらっても結構ですが、全く違います。

○議長（飯田正憲君） 西山 猛君。

○15番（西山 猛君） それは法律的に違うということですか。

○議長（飯田正憲君） 市長山口伸樹君。

○市長（山口伸樹君） どういう意味で言っているのか私には分かりませんが、私の親族が現在あそこで何の関わりや役員、社員もしくは何も、やっていることは一切ありません。

○議長（飯田正憲君） 西山 猛君。

○15番（西山 猛君） それは、こういう言い方が正しいんですね、過去にということですかね、過去にという表現が正しいですかね。法律的じゃなくて道義的な話をしているんですが、過去にでよろしいですか、そこだけ。

○議長（飯田正憲君） 市長山口伸樹君。

○市長（山口伸樹君） 過去にはありました。

○議長（飯田正憲君） 西山 猛君。

○15番（西山 猛君） 結構です。

それでは、公共工事なので入札の方式なんかの問題も当然出てきますよね、当然ね。②

を終わります。

③に入ります。地域社会形成を考慮した場合、地域社会、まちづくりだ、平らに言えば、まちづくり。地域社会形成を考慮した場合、公共事業の位置づけを一言で伺う。一言。

○議長（飯田正憲君） 総務部長石井克佳君。

○総務部長（石井克佳君） 地域社会形成を考慮した場合の公共事業の位置づけでございますが、公共事業とは地域社会の向上に資するよう公共団体が行う事業でございます。

地域社会におきましては、地域の中でうまく経済が循環して成長していくことが最も理想的と考えられますので、公共事業が重要と供給の双方から地域経済の循環を後押しするような形で、良好な地域社会の形成の一翼を担うべきものと考えてございます。

○議長（飯田正憲君） 西山 猛君。

○15番（西山 猛君） いい言葉言いましたね、循環。部長、循環、そうですよ。地元の納税者が地元に戻ってくる。納税者が自分たちが仕事していたら仕事欲しいですよ。そうしたら、また地元で使える、納税もするしという循環型ですよ。当然そこには雇用もあるだろうし、地元で燃料も入れるでしょうし資材も購入するでしょう。車検も取るし、車も買うでしょう。そういう意味で、公共事業の大切さ。

そこで質問しますね。

一般競争しましたね。130万円以上と今度なりましたね。一般競争なんだけれども、実際は4社とか5社とか、一般競争で5社とか6社とか入るんですけども、普通一般競争といたら、何か我々から思うと、ばっと20社も30社も入るのかなと思うんですね。

でも、結果として、地域の仕事に対して出ると、それに一般競争と言いつつも、顔ぶれがそろってしまう。さらに、結果として、予定価格事後公表の工事でありながらも、99%とか98%とか、そういう高落札率。そんなことを考えていたら、このコロナ禍の経済を底上げしようということだったならば、もう一度どうでしょうか。指名競争にしたら、元の1,000万円。頑張って2,000万円でもいいかもしれない。そんなふうにして指名競争で満遍なく何となくまちづくりになるような、それぞれの事情を酌み取りながら、そんなふうなことを考えられませんか。

○議長（飯田正憲君） 総務部長石井克佳君。

○総務部長（石井克佳君） 落札率に関しましては、私どもも注視をしているところでございまして、それまでの指名競争入札が多かった時点と、令和元年度以降の一般競争入札に移行した時点では、ほぼ同じような数字でございまして、落札率につきましては同様かなと今考えているところでございます。

それから、指名競争入札でございますけれども、一般競争入札に切り替えました理由としましては、それぞれ自由に参加していただくこと、それから透明性や公平性、競争性を高めるメリットがございまして、事業者さんもなかなか数を、そんなにたくさんあるわけでありませんので、競争性は確保しながら、入札を実行してまいりたいと考えております。

○議長（飯田正憲君） 西山 猛君。

○15番（西山 猛君） 何か競争性と言っているけれども、競争性がないでしょうとさっき説明したんですよ。指名と一緒にっちゃう、顔ぶれが同じ一般競争でもこうなってしまうんだから、そうじゃないんですか。

これは業界の中の話だから、我々が四の五の言う話じゃないんでいいですよ。

ただ、発注する側、発注する側にまちづくりのさじ加減というのはできるということですよ。だってそうでしょう。落札した業者の落札を取消しするだけの権限があるんだもの。そこですよ。そうしたら、もっと、水が高いところから低いところへ流れるような、そういうまちづくりやりましょうよ。

そういうことで、③コロナ禍からの脱却を目指して、制度をもう一度考え直していただきたいということを添えて終わりにします。

大項目5、終わります。

大項目6に入ります。笠間版社会福祉について、伺います。

小項目①社会福祉に寄与する施設をお伺いいたします。

○議長（飯田正憲君） 保健福祉部長下条かをる君。

○保健福祉部長（下条かをる君） 15番西山議員の御質問にお答えいたします。

社会福祉施設の定義といたしましては、社会福祉法に基づく第I種社会福祉事業を行う施設とされており、生計困難者や障害者、児童、高齢者などのうち、地域において社会生活を営む上で様々な支援を必要としている方を対象に、援護、育成または更生のための各種治療、訓練等を通じて、これらの要援護者の福祉増進を図ることを目的としております。

また、それ以外にも介護保険法に基づく介護サービス施設や有料老人ホーム等も広く社会福祉に寄与する施設であると考えられます。

現在、障害者総合福祉法に基づく障害者支援施設や介護保険法に基づく特別養護老人ホーム、老人保健施設などについては、市内にも複数の事業所があり、福祉サービスを提供しております。

○議長（飯田正憲君） 西山 猛君。

○15番（西山 猛君） ①終わります。

②に入ります。

それでは、先ほどの答弁の中から、社会福祉施設、老人施設などですね、老人介護施設とかという施設の運営システムについて、お伺いいたします。

○議長（飯田正憲君） 保健福祉部長下条かをる君。

○保健福祉部長（下条かをる君） 事業所の運営システムのことでございますが、介護保険事業を例に、サービス提供とその費用の流れについて御説明申し上げます。

事業者が介護保険サービス事業所を開所するに当たっては、常勤の管理者のほか、提供するサービスに応じ、必要とされる生活相談員、機能訓練指導員、介護職員や看護職員等

を配置し、サービスを提供いたします。

○議長（飯田正憲君） 西山 猛君。

○15番（西山 猛君） 時間がないからいいです。

それでは、私が知り得る範囲で、施設があります。特別養護老人ホームがあります。施設があります。それを運営している社会福祉法人があります。これが請求します。費用を請求します。それは国保連合会でよろしいですね。

国保連合会の成り立ちというのは、県内44市町村が事務委託をしている、事務事業の委託をしている。つまり、同じ点数なんでしょうけれども、計算をして幾らだよ、この施設に幾ら払うんだよ、この法人に幾ら払うんだよということを計算して、それを、自治体、例えば笠間なら笠間に請求を起こす。市は、国や県からのものを、介護保険も含めて、頂いているものは今度支払われる。

支払う先は国保連合会、直接、どちらですか。

○議長（飯田正憲君） 保健福祉部長下条かをる君。

○保健福祉部長（下条かをる君） 国保連合会が審査をして支払うという形になります。

○議長（飯田正憲君） 西山 猛君。

○15番（西山 猛君） マスクやっているから何の話か分からないんだけど、とにかく何が言いたいかという、こういうことです。施設、笠間市でやりましょう。笠間市で山口市長が自分の施設やっています。社会福祉法人でやっています。請求するのは、福祉法人の理事長である山口伸樹さんの名前だ。それで国保連合会に請求します。国保連合会で吟味します。精査してオーケーだよ。ここで役員に、各市町村から行っている、そのうちの1人で、県の市長会の会長である山口市長は、監査に入っています。監査でしたか幹事でしたか、入っています。払う側の自治体の長、判こを押す。これも山口市長。

山口さん、山口さん、山口市長、これどうですかね。

○議長（飯田正憲君） 保健福祉部長下条かをる君。

○保健福祉部長（下条かをる君） まず、市長が介護サービス、保健事業を経営する社会法人の理事長であるということですが、これにつきましては、地方自治法第142条に基づきまして、まず、長は当該地方団体を請負することが主たる法人の役員になることが禁止されておりますが、これにつきましては、市と法人とは委託契約を結んでいないので特に問題ございません。

そして、保険者、国保連との関係につきましては、介護保険サービス事業としては、介護保険法に基づいて基準を満たした事業所で指定を受け、法人と利用者との契約を結んで介護給付を受け取るものでございますから、これにつきましても問題ございません。

そして国保連の役員につきましては、規約に基づいて保険者の代表から選出されるということになっておりますので、こちらについても問題ございません。

○15番（西山 猛君） 議長、時間なんですけれども、これでもし止められれば、次回、

この続きをやるようになってしまうんですけども、2分ほどいただければ。

次回にこの続きをとということでよろしいですね。分かりました。

○議長（飯田正憲君） 次回をお願いします。よろしくをお願いします。

15番西山 猛君の質問は終わりました。

ここで11時20分まで休憩いたします。

午前11時10分休憩

午前11時20分再開

○議長（飯田正憲君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

次に、20番小藺江一三君の発言を許可いたします。

〔20番 小藺江一三君登壇〕

○20番（小藺江一三君） 議長より発言の許可を得ましたので、市の主要産業である農業施策のほか、2点についてお尋ねをいたします。

当市における農業生産額、ちょっと古いんですが、2015年ですからちょっと古いんですが、総生産額約80億円、水稻の17億6,000万円を筆頭に、野菜、果樹、花卉、畜産と多種多様な農畜産物が生産されております。

当市は、全国有数の栗の産地でもあり、栗を名実共に特産品に仕立て上げ、栗栽培農家の所得の向上を目指し、6次産業化の主体となる法人の設立に向け、協議会が過日、8月25日ですか、発足されました。JR東日本水戸支社、JA常陸と協定書が調印されました。相手方として、JR水戸支社、JA常陸を選んだ、その理由、また両者に何を期待しているのかを、まず最初にお伺いいたします。

○議長（飯田正憲君） 産業経済部長古谷茂則君。

○産業経済部長（古谷茂則君） 20番小藺江議員の質問にお答えいたします。

6次産業化の主体となる法人設立に向け、協議会を発足させましたが、パートナーとしてJR水戸支社、JA常陸を選んだ理由、また何を期待しているかについてでございますが、JA常陸は笠間市の農産物の集積、販売や農家の育成に重要な役割を担っていただいております。今回、栗に関する6次産業化施設の設置に当たり、農家と強いつながりのあるJA常陸は、原料供給に欠かせない機関であると考えております。

また、JR水戸支社は高い経営力と販売ネットワークを有する企業でありますので、新法人の設立や6次産業化施設の整備、運営、販売へのサポートを期待しているところでございます。

○議長（飯田正憲君） 小藺江一三君。

○20番（小藺江一三君） JR水戸支社については、中曽根内閣時代、昭和52年ですか、土光臨調によりこれまでの親方日の丸的に浸かっていた赤字体質の国鉄が、組織、体質とも分割民営化により大改革がなされ、現在、今年は別ですが、年間2,000億円ほどの黒字

を出す民間会社として現在に至っております。

商品の販売にかけては、その能力と申しますか、組織力といいますか、この事業の推進に当たっては、能力、組織をフルに活用してくれるものと期待をしております。

8月26日の調印式後の茨城新聞の掲載に、協議会発足に当たり、市長をはじめJR水戸支社長、JAの専務の協議会発足に当たっての抱負などが掲載されておりました。

JR水戸支社長は、国鉄会社のネットワークを生かし、首都圏を中心とした栗の販路拡大と地域の活性化に寄与したいと抱負を述べております。片やJAですが、生産農家は新法人に出荷することで経費が削減される、これは分かります。加工施設も、その日に収穫された栗を安く仕入れられるメリットがある。安く仕入れられる、私もこれに引っかかりまして、今回の質問に至ったわけであります。

続けます。JR支社長の話は納得が得られますが、JAも小泉農林部会長の時代にある程度の改革はなされましたが、JRほどの大改革には至っておりません。組合員による組合員の農協と申しますか、どちらかというこの発言は、職員による職員のための農協と私は取ります。いまだ嘗々この悪い体質が続いている発言であるのかなと解釈しております。

この発言の意味するところ、栗は5段階の等級に分かれて販売されているそうです。Lから4Lは安くてもキロ当たり700円、高いものは1,200円で売れるものもあったと聞いております。M級に至っては、がたと値が下がり200円から300円、割れ栗に至っては三、四十円と、これはアルコール会社に出荷しているそうです。この割れ栗、虫食いの値段が頭の隅にあつてのこのJAの発言かなと私は推察いたします。

生産者は全量がL級以上の栗になるつもりで生産しておりますが、農産物は気象条件に左右されます。M級以下、割れ栗、虫食い等が出ます。これらの価格の安い栗を6次産業化により付加価値をつけ販売することにより、栽培農家に所得を得られるようにするというのが、今回の事業の目的かと思えます。

JAは、この事業を理解しているのか、この二つ、お伺いいたします。

○議長（飯田正憲君） 産業経済部長古谷茂則君。

○産業経済部長（古谷茂則君） まず、先ほど申し上げましたというよりも質問がありました価格を安くという点は、市場から買うよりは、直接、農家から仕入れたほうが安いという意味合いでございます。

それで農協としましても、この6次産業化を進めて、栗のブランド化それから加工品等の販売を行うことで栗の価格単価を上げるということは、私たちと同じ考えで一致しているところでございます。

○議長（飯田正憲君） 小藺江一三君。

○20番（小藺江一三君） 私の勘違いかどうか知りませんが、この専務の話は安く仕入れられるということは、アルコール会社に売る三、四十円の値段と、M級の二、三百円の

値段とは違うんですか。これは市場価格ですからね、M級は二、三百円、アルコール会社は三、四十円、市場価格で。

○議長（飯田正憲君） 産業経済部長古谷茂則君。

○産業経済部長（古谷茂則君） 農協の協定のときに申し上げた安いという話は、市場を通して買いますと、市場へ農協から出荷する運賃とか手数料とかがかかってしまいますので、そういったところを省いて安く買えるというような意味で、そういった価格というか、そういったものを購入して6次産業化を進めるということでお話ししております。

○議長（飯田正憲君） 小藺江一三君。

○20番（小藺江一三君） 分かった、市場手数料、それを省けば安く買えると。この二、三百円、30円、これでは安いからこれよりも高く、付加価値をつけることにより、6次産業化で付加価値をつけることにより、二、三百円ならば三、四百円、三、四十円なら欲を言えば100円と言いたいところですが、五、六十円で売れるというような値段にならなければ、6次産業化の意味がないと思うが。

○議長（飯田正憲君） 産業経済部長古谷茂則君。

○産業経済部長（古谷茂則君） そうですね、これを進めることによってブランド化を上げて、価格の単価も上げるということを考えておるわけですね。我々というか、この6次産業化に向けての仕入れについては、生産者より直接仕入れるということで安く抑えられるということを考えているところです。

○議長（飯田正憲君） 小藺江一三君。

○20番（小藺江一三君） 部長、あまりその安く抑えられるにはこだわらない、1円でも生産者に利益が行くようにということが、6次産業の最大の目的。

次に移ります。

2番、加工製品には、これ一応例を挙げてみましたが、焼き栗、きんとん、らくがん、渋皮煮等々があるが、この6次産業化ではどのような商品を目指しているのか。

○議長（飯田正憲君） 産業経済部長古谷茂則君。

○産業経済部長（古谷茂則君） 加工製品にはいろいろな多種あると思いますが、どのような商品を目指しているかということでございますが、施設では、当初は栗ペースト、それから栗パウダーを主力商品とする予定でございます。また、渋皮煮やきんとん等の高付加価値商品につきましては、今後、新法人において協議検討いたしまして、積極的に商品開発を行ってまいりたいと考えているところでございます。

○議長（飯田正憲君） 小藺江一三君。

○20番（小藺江一三君） そのような商品はどこで販売されて、私は見かけたことないのだが、農協でどこで販売されているのか。

○議長（飯田正憲君） 農政課長礒山浩行君。

○農政課長（礒山浩行君） ペースト、パウダー等の販売先ということかと思いますが、

我々の目指しているファクトリーにつきましては、二次加工品、例えばクッキーとかプリンとか、そういうものの想定は現在のところはしておりません。このペースト、パウダーを使っただいて二次加工していただく事業者さん、例えば菓子の業者さんとか飲食店とか、そういうところの材料としてのペースト、パウダーという考え方でございます。

○議長（飯田正憲君） 小藺江一三君。

○20番（小藺江一三君） そうすると、二次加工ということですか、三次加工ではなく。二次加工ということは、完全に人の口に入るまでには至っていない。

○議長（飯田正憲君） 農政課長礒山浩行君。

○農政課長（礒山浩行君） そのとおりでございます。

○議長（飯田正憲君） 小藺江一三君。

○20番（小藺江一三君） 3番もダブるんですが、名の通った商品というのは、今の2品種。

○議長（飯田正憲君） 産業経済部長古谷茂則君。

○産業経済部長（古谷茂則君） J A常陸におけるということですよ。

現在まで、J A常陸における6次産業化による実績とか、名の通った商品についてでございますが、加工品といたしましては、栗ペーストがございまして、令和元年度には約7,400キロ、販売額は1,600万円程度を売り上げております。

生産者から出荷された栗を栗加工場でペーストに加工して、市内菓子業者等に販売しているところでございます。

その他のものといたしましては、栗プリン、栗ジャムを委託加工して販売を行っているところでございます。

○議長（飯田正憲君） 小藺江一三君。

○20番（小藺江一三君） 次、4番に移ります。

利益を栗栽培農家にどのように還元するのか、還元の方法。

○議長（飯田正憲君） 産業経済部長古谷茂則君。

○産業経済部長（古谷茂則君） 利益を栗栽培農家にどのように還元するかということでございますが、先ほど申し上げました、付加価値を高めた商品を販売することで、これらの商品のブランド価値を高め、高価格化を図ることで、最終的には生産者からの栗買取り価格の向上を図って、農業所得の向上へつなげていきたいと考えております。

また、現在、生栗の首都圏への市場出荷が主流でございますが、地元で加工販売することで、年間を通じた安定した販売が可能となり、流通コストの削減も見込めることから、生産農家の収益の増加にもつながると考えておるところでございます。

生産者の方にも、高品質な栗の生産が収益の増加につながるということを意識していただくことが重要であると考えております。

○議長（飯田正憲君） 小藺江一三君。

○20番（小藺江一三君） 製品にしてから還元するのか、それとも原料のときに買上げ価格をアップして買うのか。

私は、原料のときに、市場価格が三、四十円であれば50円なり60円なり、できれば100円で、原料のときに高く買ったほうが生産者には分かりやすいんじゃないかと思うんだが。

○議長（飯田正憲君） 産業経済部長古谷茂則君。

○産業経済部長（古谷茂則君） 農家にとっては、やはり栗の単価を上げることが、農家の所得向上につながると考えております。

ですから、今進めておる事業を、ペースト、パウダー等でまず販売しますけれども、そこから笠間の栗ということを広くPRしていただいて、そういった商品を作っていただいて、ブランド化が図れることによって栗の単価も上がるのではないかと考えているところでございます。

○議長（飯田正憲君） 小藺江一三君。

○20番（小藺江一三君） 5番に入ります。ブランド化、6次化、口で言うのは簡単です。栽培農家の生産意欲、意識改革、生産者の高齢化に対処する方法、及び品種は選定したのか、選ぶのか。

○議長（飯田正憲君） 産業経済部長古谷茂則君。

○産業経済部長（古谷茂則君） 栽培農家の生産意欲、それから意識改革、生産者の高齢化の対処方法とかあると思うんですが、及び品種の選定でございますが、栗栽培のための機械や資材の購入に対する支援などを行って、高齢になっても長く生産に関われるようにするとともに、農地の集積化、生産規模の拡大の支援を行って、若い方の新規参入の一助となればと考えております。

6次産業化やブランド化による栗の買取り価格の向上が、生産者の農業所得の向上につながるということを農家の方にも意識していただいて、市全体として6次産業化を推進していきたいと考えておるところでございます。

また支援の対象となる品種でございますが、現在、わせからおくてまで15品種が選定されておるところでございます。

○議長（飯田正憲君） 小藺江一三君。

○20番（小藺江一三君） 栗栽培については、岩間のAさん、Bさん、北川根のCさんのように、放っておいてもと言っては何ですが、自分で栽培技術、あるいは販路なども確立いたしまして、開拓いたしまして、立派に経営を行っている希有な方もおります。

昨日ですか、村上議員の質問に、市長は広く栗農家を育成するというような答弁がありました。まさに農政とはそういうことかなと私も思っております。

今回の事業もその一つで、栗栽培農家の意欲をかき立てるとともに、この事業によって、いい品質にしくちやならないという品種の改革ですか、意欲ですか、そういうものも変わってくるものかと思えます。

ブランド化については、茨城町の飯沼というところで行われていると、現在もうブランド化しているというような話が昨日もございましたが、ブランド化については、品種の統一が第一であります。栽培歴をはじめ、いろいろと規約と申しますか、決まり事があるようですが、当市においても、ブランド化、生栗をブランド化をするには、私が知る範囲では、滝川から池野辺、大田切、あそこら辺から大橋、あの一体で栗を栽培すれば、もう飯沼とは、飯沼ばかりが何も栗の産地ではありませんが、もう土質が違いますから、味では絶対負けないと思います。

6次産業化は、国も県も、特に知事などは大いに奨励しております。私も大賛成の1人でございます。この事業が、栽培農家の意欲、意識が改革され、所得向上につながることを私も期待をしております。

次に移ります。

農業公社における農地の賃貸契約の状況とその内容について、お尋ねをいたします。

○議長（飯田正憲君） 産業経済部長古谷茂則君。

○産業経済部長（古谷茂則君） 農業公社における農地の賃貸契約の状況と内容についてでございますが、笠間市農業公社では、茨城県農地中間管理機構からの受託事業といたしまして、本市及び笠間市農業委員会等と連携をいたしまして、地域の担い手への農地集積を行っており、これまで約1,800名が所有する約753ヘクタールの農地を約200名の担い手に集積いたしました。

笠間市農業公社では、このほかに独自の事業として、栗の生産拡大を図るため、平成28年度から企業版ふるさと納税制度を活用した遊休農地等を活用した笠間の栗生産拡大事業により、貸出しを希望する農地を借り受け、圃場整備や植栽を行い、より生産性の高い栗圃場の整備を進めております。

農地の賃貸契約の状況といたしましては、これまでに17.3ヘクタールの農地を借り上げております。なお、借地料については、10アール当たり年額7,000円となっております。

○議長（飯田正憲君） 小藺江一三君。

○20番（小藺江一三君） 農政課、部長の下で、現在、いろいろな農業に関する事業が推進されているかと思えます。並行して、その事業の推進に当たって、農地の集積も行っております。そのようなことから、自然的に賃貸契約が生じてまいります。

説明はしません、賦課金のかかるところ、賦課金のかからない地域等もございます。また、これから事業を起こす地域もございまして、事業を推進するに当たって農地の集積が必須事項と申しますか、そういう事業もございます。そんなことから、地域の状況と申しますか、いろいろ状況、場所場所によって違いますので、その状況を見極めた上で、この農業公社、的確な判断をすることを願っております。

管理放棄地の栗園の受託の状況、受託面積、経理の状況など、お伺いいたします。

○議長（飯田正憲君） 産業経済部長古谷茂則君。

○産業経済部長（古谷茂則君） 管理放棄地の栗園の受託の状況、受託面積等でございますが、先ほど答弁いたしましたとおり、笠間市農業公社では、遊休農地を活用した笠間の栗生産拡大事業により借り受けた圃場で、栗の生産を行っているところでございます。

受託面積といたしましては、平成28年度からこれまでに17.3ヘクタールの圃場を借り受け、令和元年度は約7トンの栗を出荷しております。

また事業費につきましては、令和元年度は約750万円。内訳といたしまして、企業版ふるさと納税を財源とした市からの委託費が約499万円、そのほか栗販売収益257万円を充当しておるところでございます。

経費の主なものといたしましては、栗圃場管理作業員等の賃金と圃場の借地料等が主なものとなっております。

○議長（飯田正憲君） 小藺江一三君。

○20番（小藺江一三君） 今朝も来る途中で受託を受けた栗園で女の方が2人ほど栗の収穫をしておりましたが、公社が丸受けでなく、もううちでは栽培できなくなったからお願いしますよというような電話なり何なり連絡を受けるんだと、農業委員会が農地パトロールで、摘発と言っただけですが、見つけた二種類があると思うんですが、その前に、公社も一歩と申しますか、ひとつ発想を変えるというか、こういう考えも大事かなと思っただけなんですよ。栗園をもう管理することができないからお願いしますという前に、高齢でできないからと言う前に、公社で管理を、剪定や草刈りがある程度はしてあげるから、拾うのだけ自分のところでできないかなというような話を持ちかけたことはあるんですか。

○議長（飯田正憲君） 産業経済部長古谷茂則君。

○産業経済部長（古谷茂則君） 議員が今おっしゃったような持ちかけは、現在のところしてはおりません。

○議長（飯田正憲君） 小藺江一三君。

○20番（小藺江一三君） なぜこのようなことをちょっと申しますかというのと、何もしないで家にいるほど不健康なことはございません。少しでも体の動くうちは動かしたほうが、何ほど健康にいいか分かりません。そういう観点から、一言申し上げたわけです。

農業公社にいろいろな機械がそろっているという話があったので、それは割安に幾らでも奉仕できるわけですね。そういうことから、これからそういうのもひとつ考えて、あそこはできないから全部もらう、丸受けではなくて、それは最後の手でひとつ考えていただきたいと思います。

農業公社のあるべき姿、農業委員会のあるべき姿、これ二つ一緒にいいです。お願いします。

○議長（飯田正憲君） 産業経済部長古谷茂則君。

○産業経済部長（古谷茂則君） まず、農業公社のあるべき姿はということでございますが、笠間市農業公社は、農業者の減少や高齢化などの課題に対応した担い手への農地集積

や多様な農業担い手の育成確保を進めるとともに、農業者や農業関係者が商工観光業者等と連携したアグリビジネスの展開、さらには農業者と消費者等の都市住民との交流を促進しながら、農業振興及び地域の活性化を図ることを目的に、平成26年12月1日に設立しております。

高齢化が進んでいる地域農業の担い手の確保と、農産物の販路拡大に重点的に取り組み、農業者と消費者を結ぶ中間的な役割を担う団体として、また地域の農業を守り育て、農業者の所得向上推進する団体として位置づけております。

農業委員会のあるべき姿でございますが、農業委員会の業務は、農地法第3条、4条、5条等に基づく農地等の権利移転や転用許可等の法令業務をはじめ、担い手への農地利用の集積、集約化、遊休農地の発生防止、解消の促進、地域農業の状況を把握する調査、農業経営改善に役立つ情報提供などを行っております、地域農業の根幹を支える重要な業務を担っております。

このようなことから、農業委員会のあるべき姿は、法令にのっとり、公平性、中立性を持ち、適正に農地制度を運用し、農地利用の最適化を実現させていくとともに、地域からの高い信頼を兼ね備え、地域農業の健全な発展に寄与する組織であることが大切であると考えております。

○議長（飯田正憲君） 小藺江一三君。

○20番（小藺江一三君） 分かりました。よく御説明をいただきました。

従来の農業は、複合経営と申しまして、水田プラス何々、花卉プラス何々というような、そういうことが主流でありましたが、現在においては、野菜なら野菜専門、水稻なら水稻専門という専門経営が主流で、また大規模化が進んでおります。農業も大きな変革期の中にあり、農地の集積は一丁目一番地であります。借手、貸手、また農地の所在地、条件等々を鑑み、農業委員会、公社とは連絡を取りながら、自分の役目をわきまえ、その目的を果たしていただきたいと思っております。

10番に移ります。

来栖地区、押辺地域中心、あるいは大淵地区の土地改良用水のパイプライン化の、この3地区の進捗状況を御説明願いたい。

○議長（飯田正憲君） 産業経済部長古谷茂則君。

○産業経済部長（古谷茂則君） 来栖地域中心、押辺地域中心、大淵地区の土地改良用水のパイプライン化の進捗状況についてでございますが、来栖地区、押辺地区、大淵地区におきましては、県営土地改良事業によって農業用水パイプラインを実施する事業地区となっております。

来栖地区が令和4年度、押辺地区が令和3年度に事業採択を予定しておりまして、大淵地区は今年度に事業採択となりました。

パイプラインの整備内容として、従来の揚水機場からの圧送方式と土地の高低差を活用

しての自然圧方式のどちらが有効かなのかを検討している段階でございます。

今後も関係機関と協力しながら、事業推進に努めてまいります。

○議長（飯田正憲君） 小藺江一三君。

○20番（小藺江一三君） 押辺はパイプラインの再整備だね。押辺はパイプラインの再整備、大淵地区と来栖地区が土地改良を決めたから工事を行うというように聞いております。

この後、石田議員がやるので、さわりだけちょっとやりますが、来栖地区は普通なら畑のこういう基盤整備などを言ったときは、幹線道路を決めてから、それに沿って整備をすると。水田なら河川を改修して、その河川に沿って整備をするというようなことが土地改良の基本かと思うんですが、来栖地区に、あそこを稲田川というんですか、川が流れていると思うんですが、あまり真っすぐではないような記憶があるんですが、河川改修は、土地改良事業と並行して河川改修を行う予定はないんですか。

○議長（飯田正憲君） 農政課長礪山浩行君。

○農政課長（礪山浩行君） 稲田川の河川改修はということかと思いますが、現在それを含めまして、茨城県の中で土地改良の部門と河川の部門が協議をしているという状況でございます。

○議長（飯田正憲君） 小藺江一三君。

○20番（小藺江一三君） どうせやるなら、ぜひ河川改修も行ってきちんとした農地になるように、市のほうからも、係のほうからも、強力にアプローチをしていただきたいと思います。

次に移ります。

つつじ公園の管理、運営について、お伺いをいたします。

管理運営計画。課長、二つ一緒でも構わないなら二つ一緒。適期に適切に管理が行われているか、一つずつでも構わないし、二つ一緒でも構わないです。

○議長（飯田正憲君） 産業経済部長古谷茂則君。

○産業経済部長（古谷茂則君） 管理運営計画、それから適期に適切に管理が行われているかということでございますが、20番小藺江議員の質問にお答えいたします。

まず、管理運営計画についてでございますが、つつじ公園の管理運営につきましては、笠間観光協会へ平成31年4月から3年間の指定管理として委託をしております。

委託内容といたしましては、公園施設及び設備の維持管理、ツツジを主とした植栽の管理、つつじまつりをはじめとするイベント等の企画運営などとなっております。

管理運営計画につきましては、つつじ公園指定管理業務仕様書及び植栽管理業務委託仕様書にある基本方針等に基づき作成した事業計画書が、指定管理者より提出されておまして、その計画に沿った管理運営を実施しております。

栽培管理計画では、年間の作業工程表がありまして、草刈り、薬剤散布、施肥などの時

期などが示されておりまして、樹木の状態、天候などを考慮しながら作業しているところ
でございます。

適期に適切に管理が行われているかということでございますが、指定管理者であります
笠間観光協会と造園事業者で協議を行い、年間の管理計画を立てておるところございま
す。草刈りはつつじまつり前と終了後、梅雨明けの7月、夏場は土の根の保湿のため暑さ
が和らいでくる8月下旬頃から行いまして、その後は定期的に合計年6回行っております。
景観管理と土の保全を併せて行っているところでございます。

草刈りの手法といたしましても、草を若干残して、ツツジの根を保守するようなことを
行っておりまして、移植したツツジにおいても根の周りに水鉢を作り根の保湿をすること
により、ツツジが生育しやすい環境づくりをしておるところでございます。

また、公園の管理運営の一環として、春のつつじまつりや秋の月見の会を行っておりま
して、その開催に合わせた植栽管理を行い、つつじ公園の利活用につながる誘客を図っ
ております。

今後も指定管理者と定期的に協議や情報交換を行い、適切な管理と公園の利活用を行っ
てまいります。

○議長（飯田正憲君） 小藺江一三君。

○20番（小藺江一三君） 適期、適切に管理が行われていると言え、3年前の状態は
部長も分かっていると思いますが、あの状態から見れば、もう井戸掘りと木登りの差ほど、
よく管理がなされていると思います。ゴヤ芽も、ゴヤ芽は分かりますか、株元のほうから
出る芽ですが、ゴヤ芽も出て、木も大分回復しているなというふうに私は見受けました。

今年新型コロナウイルスの関係で、全ての行事が中止というような話を聞いておりま
す。そういう観点から、取り方によっては、今年の予算、全額投入して徹底した管理もで
きる年だったかなと思っております。今年は高温でした。こういう年は間違いなくハダニ
が大発生しております。その防除をやったような形跡は、私には見られないんですが、そ
のハダニの防除の形跡は行ったのか、まずそれをお伺いいたします。

○議長（飯田正憲君） 観光課長滝田憲二君。

○観光課長（滝田憲二君） 先ほどお答えしました指定管理者から出されます計画書によ
りますと、9月に入りまして、8月下旬からちょっと除草が始まったんですが、その除草
後に薬剤の散布をするという予定で進めております。

○議長（飯田正憲君） 小藺江一三君。

○20番（小藺江一三君） 聞くとところによると、つつじ公園は7町歩ぐらいですか、平
均1町歩ずつで7区に分けて7業者が入っていると伺っております。生き物ですから、本
来なら、少なくとも7業者で手分けしてもいいですが、自分の持ち区を自分で見るのもい
いですが、1週間に1回程度は見回る義務があると思うんですよね、業者は1週間1回程
度は。草の伸び、木の状態。予算が予算なんですから、そのくらいやっても何も罰は当た

らないと思います。

そういったことで、今年のような好天の場合、十分木も高みのほうは参ります。いつだかもちょっと注意しましたが、その年、年によって、生き物ですから、管理の方法は幾ら管理計画というのがあるとしても、生き物相手なんですから、マニュアルどおりというようなわけにはいかないと思います。その年に合わせた、そのことを適期に適切にと私が申している言葉です。そういったことで作業を進めていただきたいと思います。

見回りなどはやっているのか、恐らく業者はやっていないかなど。きちんとした1週間に1回程度見回りをしていけば、つるに覆われるというような、草が伸び過ぎるというようなこともないかと思うんですが、そこまでは業者との話と申しますか、見回りをやっているのか、やっていないのか、そういった話は伺っていますか。

○議長（飯田正憲君） 産業経済部長古谷茂則君。

○産業経済部長（古谷茂則君） 見回りにつきましては、1週間に一度というような頻度かどうかはちょっと確認しておりませんが、観光協会のほうが定期的にしておりまして、協会のほうから造園業のほうにも指導しているということは伺っております。

○議長（飯田正憲君） 小藺江一三君。

○20番（小藺江一三君） ちょうど3年前に、ぜひともこの農薬を振ってとは勧めたのですが、それも怪しいものです。3年も続けていけばもう少し、話に移りますが、ウメノキゴケが消えたかなど、それだけが私が口惜しくてしょうがないんですよ。どのような農薬を散布したのか、3年続けていけば、特効薬ではありませんから全面的に抜けるというようなことはありませんが、ある程度は治まるはずなんですよ。そういう散布はしたのか、していないのか。

○議長（飯田正憲君） 産業経済部長古谷茂則君。

○産業経済部長（古谷茂則君） 散布につきましては、ウメノキゴケの散布ですね。まず平成30年2月に石灰硫黄合剤のほうを散布しております。こちらは一定の効果がありました。

その後は特殊肥料ということで、茨城県に届出のある薬剤、製品名がミラクルエースというものでございますが、こちらのほうを散布している状況でございます。

ただ、こちらの散布金額についてもかなりの高額となってしまうことから、徐々に範囲を広げているような状態でございます。ですが、今年度に限りましては、先ほど議員からもあったように、イベント等が中止になっているということもありますので、範囲を広げて散布をしていくというようなことで計画しているところでございます。

○議長（飯田正憲君） 小藺江一三君。

○20番（小藺江一三君） 私の勧めている薬は10リットルで2,000円しません。安いです。今でこそ冬も夏も、どこのうちでも戸を閉めての生活かと思いますが、もう1月か2月に散布します、寒い時期に。寒期に散布しますので、恐らくや、どこのうちでも戸は閉

めておくかなと。温泉臭いだけです。何も変な臭いがするわけでもありません。温泉場にも行ったような臭いが二、三日するだけです。何ら化学薬品ではありませんので、化学薬品も混ぜるから化学薬品になるかもしれませんが、天然の素材を混ぜた薬なので、化学薬品ほどは害がないと思います。ぜひ全面に散布してくださいよ。間違いなく散布してください。

ただ、汚れるのが欠点です。業者は嫌がります。終わった後はもう機械は全部中性洗剤で洗わなければ次の薬剤は使えませんから、もう業者は嫌がります。だが、私が今まで使っている中では、これくらい効力のある薬はないかなと思っています。

今月の頭の頃ちょっと見てきたんですが、手術をしなれば、手術というのは、もうウメノキゴケで埋まってしまってどうしようもない、薬では治らないところは手術ですから。手術ということは剪定ですから、除去するほかないですから、そういうことも造園業者はやっているのかなと、額の割にはおろそかな管理だなというように見受けてまいりました。ぜひ指導してください。

移ります。

3年前の8月に練馬の中年の夫婦の方がもったいないと言われてから、私はそれまで笠間にこういう立派なツツジが植わっている公園があるとは夢のまた夢でした。本当に候補がたくさんあります。このつつじ公園もこつこつと飽きないで、年々手入れしていけば、館林に恐らく勝る。ちょうどいいんですね、丘陵地帯に植わっているから景観がいいです。もう近隣にないつつじ公園になることは間違いないです。飽きないでこつこつと手入れをしていただくことを願っております。

ぜひ、私が言った薬は来年1月か2月に散布してみてください。3年ぐらい続けてやってみてください。間違いなく効きますから。それだけをお願いします。

次へ移ります。

街づくりについて、新型コロナウイルスの流行により働き方、定住の在り方も大都市中心型より地方のよさが見直され、地方に生活の場を移す変化が起きている。市として、これらの移住者を呼び込む施策を考えているのか、お伺いをいたします。

○議長（飯田正憲君） 市長公室長中村公彦君。

○市長公室長（中村公彦君） 20番小藺江議員の御質問にお答えいたします。

移住者を呼び込む施策でございますけれども、移住の意向につきましては、本年1月から2月にかけて、内閣官房が実施いたしました東京都、埼玉県、神奈川県、千葉県で暮らす方1万人を対象といたしました調査におきまして、49.8%の方が地方暮らしに何らかの興味を持っているという結果が出てございます。

また、メディア等でも、コロナ禍の中、地方へ移住に対する関心が高まっているというような報道がなされているところでございます。

その中で移住者を呼び込む取組といたしましては、これまで新しい居住施設の利用促進、

公営福原住宅の子育て支援助成、東京駅前の移住ガーデンを利用しました移住者確保活動などを実施してまいりました。

また、昨年度につきましては、国、県と協働によりまして、県内の中小企業者への就業などとともに移住する方に対しまして100万円を交付する移住支援事業を実施しており、本年度につきましては、この事業について登録企業の募集等を進めているところでございます。

今年度からの新たな取組といたしましては、第2の仕事場を笠間市内に設置するサテライトオフィスの促進、旅行を楽しみながら仕事を行うワーケーション事業などを展開しているところでございます。その中で移住に求める考え方も、広い土地でゆとりのある暮らしやまちなかで利便性の高い暮らしを求める方など様々でございますので、地域全体で移住促進を進めていきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（飯田正憲君） 小藺江一三君。

○20番（小藺江一三君） 利便性の高い都市計画課のコンパクトシティのC C R Cの住宅計画も、市外からの移住者を呼び込み、在住者のよりよい住宅空間、居住空間をつくり、まちづくりの計画であり、事業の一環と思います。

これは私の偏見かもしれませんが、15年ぐらいたちますか、「国家の品格」という100万部のベストセラーがございまして。その一節に、日本人は貧しい生活をしているが、豊かな道徳教育が国の隅々まで行き届き、感性豊かな民族で全人類が滅んでも日本民族だけは生き残ってほしいと絶賛されております。貧しい中にも感性豊かな心穏やかに生活してまいりました。

ただ経済のみを求める生活なら大都市の生活のほうが利便性が高くよいと思いますが、あえて地方へ生活拠点を移したいという希望があるということは、働き方もIT、オンライン化により働くことができるようになった今日、日本人特有のDNAとまで言われる感性がよみがえりつつあるのかなど、私なりに偏見かもしれませんが考えているところであります。

今後、人口減少、高齢化が進行する中において、ただ寝起きする住宅ではなく、もう一工夫した住宅環境を創出し、地方移住の希望に応えることができればなと思います。

○議長（飯田正憲君） 市長公室長中村公彦君。

○市長公室長（中村公彦君） 議員さん言われるように、移住してくる方、様々な考え方を持ってくるかと思っております。都市部に住みたい方、例えば田舎のほうに住んで農業なんかをやりたい方とか、様々な方がいると思っております。その人の志向といたしますかね、そういったものに合わせて、移住する方に対しては、いろいろな助成制度をしていきたいと思っております。

そういった中でも、空き家なんかも十分に活用した中で、移住のほうを図っているところでございます。

○議長（飯田正憲君） 小藺江一三君。

○20番（小藺江一三君） 部長の答弁もうなずけます、そのとおりです。でも、私は、時代がどんなに便利になろうと、進もうと、人の心まで変わってほしくない、人は人なんだという信念です。そういう観点から、この日本人特有の感性がよみがえり、心豊かに穏やかに暮らしてくれることを願う住宅と言いますか、隣の雨垂れがうちのほうに落ちるなどという、そういうせせこましいあれじゃなくて、もう少し住宅スペースにもゆとりを持って、花を植えて花を手入れしたり、また庭木を少し植えて庭木は手入れしたりと、少しは、毎日毎日働くばかりでなく、そういう心にもゆとりを持てる生活がこれから望ましいのではないかなということでお話をしました。

以上で、私の質問を終わります。

○議長（飯田正憲君） 20番小藺江一三君の質問は終わりました。

ここで1時10分まで休憩いたします。

午後零時15分休憩

午後1時10分再開

○議長（飯田正憲君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

20番小藺江一三君が退席いたしました。

18番大関久義君の発言を許可いたします。

〔18番 大関久義君登壇〕

○18番（大関久義君） 18番、市政会の大関久義です。

さきに通告いたしました、1、笠間市戦没者追悼式事業について、2、笠間市の合併特例債活用事業についての二つの事業について、お伺いいたします。

質問は一問一答方式で行いますので、よろしくお伺いいたします。

大項目1、笠間市戦没者追悼式事業であります。今年は戦後75年を迎える節目の式典でもありました。新型コロナウイルス感染拡大の中、式典が開催されるのか大変危惧されましたが、万全な準備と感染防止策を施された中で、無事開催されたことについては、敬意を表したいと思えます。

この式典に参加させていただき、さきの大戦において大勢のかけがえのない命が失われました。そのお一人お一人と御遺族を思い、深い悲しみを新たにいたしました。

今年はテレビやマスコミでも戦争のことが何度も何度も報道されておりましたが、戦後75年が過ぎますと、戦争の体験者が高齢となられ、非常に少なくなり、その記憶も薄らいでしまいがちであります。報道で改めて知らされる、そのように思われます。必ず次の世代に伝えていかなければならないことであると強く感じたところであります。

笠間市戦没者追悼式の事業について、その事業内容を何点かお伺いいたします。

これまでの戦没者追悼式典事業の経過、経緯について、お伺いをいたします。この事業

は合併前から続いている事業であります。改善されたとか工夫をされたことなどを含め、お伺いをいたします。

○議長（飯田正憲君） 保健福祉部長下条かをる君。

○保健福祉部長（下条かをる君） 18番大関議員の御質問にお答えをいたします。

戦没者追悼式につきましては、さきの大戦における本市関係の戦没者の御霊に対して追悼の誠をささげるとともに、御遺族の御苦勞に敬意を表し、市政発展の決意を新たにする機会として合併前からそれぞれの自治体で実施してきておりましたが、合併時に各地区の遺族会などと調整をし、平成19年度から現在の形態で実施をしております。

新しい笠間市の事業として取り組むに当たり、内容を検討した中では、先ほど申しあげました事業の目的を踏まえまして、開催時期については国全体が往事を振り返る時期である終戦記念日前に毎年式典を行うことといたしました。

また、笠間公民館に会場を集約して行うことから、1人でも多くの御遺族の方に参加いただけるよう、友部、岩間地区におきましては、バスによる送迎を取り入れるなど、よりよい事業の在り方を検討し進めてきたところでございます。

○議長（飯田正憲君） 大関久義君。

○18番（大関久義君） それでは、戦没者追悼式への招待者はどのように選出されているのか、これまでの経緯と招待者数を含め、お伺いいたします。

○議長（飯田正憲君） 保健福祉部長下条かをる君。

○保健福祉部長（下条かをる君） 式典の招待者でございますが、まず笠間市遺族会の会員やそれ以外の御遺族の方、約660名をはじめ、傷痍軍人会や隊友会、自衛隊家族会など、関係団体の皆様に対しまして、個別に案内状を送付しております。

あわせて国、県、市の議員の皆様方にも御案内を差し上げているところでございます。

また、広報などによりまして、広く市民の皆様にも参加の呼びかけをしております。

式典の参列者数につきましては、今年は新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、人数を限定して実施したため146名でありましたが、ここ数年は260名から300名の間で推移をしている状況でございます。

○議長（飯田正憲君） 大関久義君。

○18番（大関久義君） 笠間市での戦没者追悼式典の設営、それから他市での設営を比較しますと、笠間市の戦没者追悼式の設営にはすばらしさを感じております。思いが感じられるのであります。

これは行政側からの指示はされているのか、設営や式典までの内容及び費用について、お伺いいたします。

○議長（飯田正憲君） 保健福祉部長下条かをる君。

○保健福祉部長（下条かをる君） 式典の運営につきましては、生花を使った祭壇の設置を短時間で行う必要があることなど、専門的技術が必要なことから、業務委託方式で行っ

ております。全体の事業費は約220万円でございます。

また、業務委託という形態で行っておりますが、祭壇のデザインの決定をはじめ、式典の円滑な運営のため、前日のリハーサルですとか式典進行の詳細な指示、それから要所要所におきまして受託事業者と連携を図りつつ取り組んでいる状況でございます。

○議長（飯田正憲君） 大関久義君。

○18番（大関久義君） それでは、次にこの事業の今後について、お伺いしたいと思います。

戦没者追悼式事業については、今後もぜひとも続けていただきたいと思っておりますが、式典については少しマンネリ化してきているのではと感じております。戦後75年が過ぎ、御遺族の方の高齢化の問題もあるのではと思いますが、二度と繰り返してはならない戦争を知っていただくためには、若い人たちにも参加をしていただき、戦争について考える機会をつくり、戦争の悲惨さを分かってもらうためにも大事なことであると思っております。

水戸市などでは、中学生、高校生が参加をされているようでありますが、笠間市も導入を考えてはと思いますが、今後のこの事業について、お考えをお伺いいたします。

○議長（飯田正憲君） 保健福祉部長下条かをる君。

○保健福祉部長（下条かをる君） 今後の戦没者追悼式につきましては、先ほど申し上げましたが、戦没者追悼式は戦争で亡くなられた方々に対し、同じ時代を共にした方々、あるいは遺族の方々、故人の在りし日を忍び、その心情を尊び、そして御遺族の御苦勞に敬意を表するための厳粛な式典であると考えております。

一方で、戦後75年が過ぎ、戦争体験者や遺族の高齢化などを背景に、次世代への継承が大きな課題であると認識しております。

このようなことから、今後も遺族会会員や関係団体の方に御家族や若い方への呼びかけを依頼していくとともに、より多くの市民の皆様にも参加いただけるよう、広く事業の周知を行い、毎年戦没者追悼式を実施してまいりたいと考えております。

○議長（飯田正憲君） 大関久義君。

○18番（大関久義君） 中学生、高校生は。

○議長（飯田正憲君） 保健福祉部長下条かをる君。

○保健福祉部長（下条かをる君） 式典の児童生徒の参加につきましては、自治体によりまして様々な考えがあるかと思います。

本市におきましては、戦没者追悼式は本市関係の戦没者の御霊に対して追悼の誠をささげ、御遺族の御苦勞に敬意を表するために行うものと考えております。

戦争について考える機会をつくる、いわゆる平和教育につきましては、引き続き学校教育において実施してまいりますが、そうした学びを通しまして、何かを感じた若い世代の方々が自発的に式典に参加をいただけることが理想であると考えております。

今回、茨城県主催の戦没者追悼式におきましては、平成30年度より次世代への継承の取組を始めておりますが、内容は戦没者の御遺族に当たる中高生の式典の参加というもので、御遺族を軸にした事業となっております。

本市でもこれらを踏まえつつ、御遺族はもとより若い世代をはじめ、より多くの市民の皆様に参加いただけるよう、事業周知、呼びかけ等を工夫しながら、一層呼びかけてまいりたいと、取り組んでまいりたいと思っております。

○議長（飯田正憲君） 大関久義君。

○18番（大関久義君） 学校の教育でそういう形を取っていきたいというような御答弁でありましたが、なかなか実体験、いわゆるそこへ行ってみないと分からないというような部分もあるのではないかと私は感じるのであります。ぜひとも、今後とも、どこかでそういう機会ができればつくっていただくことをお願い申し上げたいと思います。

それでは次の質問に入ります。

大項目2、笠間市の合併特例債活用事業について、お伺いいたします。

笠間市のホームページを見てみますと、合併特例債とはと最初に出ており説明がなされております。そして、次のように書かれておりました。

合併特例債とは、新しいまちづくりのため、新市建設計画に基づき実施する事業のうち、特に必要と認められる事業に対する財源として借り入れることができる地方債のことを言います。

合併特例債の活用は、合併後の10年に限られていたが、平成37年まで延長しました。なお、活用する事業費のおよそ95%（充当）まで借り入れることができます。借り入れた地方債の将来支払う元利償還金の70%が普通交付税によって措置されます、とあります。

この説明でどれくらいの市民が御理解をさせていただけるのでしょうか。なかなか難しいと私は感じました。専門用語も多く、分かってもらえないと思いました。

一方、インターネットでは、合併特例債とは、市町村合併に関わる対象事業の財源として使用できる地方債のことである。合併特例債は95%の充当率で対象事業に使用できます。充当率とは、債券の起債額のうち市町村事業に使える金額のことです。債券の償還金額のうち、合併した市町村は3割だけ負担すればよく、残りの7割は国が負担するという好条件の優遇措置になっているのですと、丁寧に分かりやすく書かれておりました。参考にしていただければと思います。

そこで、質問をいたします。

質問に入る前に、議長に資料の配信の許可をいただきたいのですが、よろしいですか。

○議長（飯田正憲君） 許可いたします。

○18番（大関久義君） 笠間市のホームページに記載がある合併特例債活用事業一覧でありますので、よろしく申し上げます。

○議長（飯田正憲君） ただいま許可いたしました。資料をタブレットに配信するため、

暫時休憩いたします。

午後 1 時 2 2 分休憩

午後 1 時 2 3 分再開

○議長（飯田正憲君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

大関議員の質問を進めてください。

○18番（大関久義君） それでは、質問に入ります。

小項目①合併特例債事業について、これまでの事業内容をお伺いいたします。

合併特例債活用の事業は、平成18年度が最初であります。平成18年度より平成30年度までがこの事業内容に載っております。載っておる内容でお伺いをしたいと思います。

ホームページを見ると、4項目に事業が分かれております。一つ目として道路整備事業、2番目として都市整備事業、3番目として学校施設整備事業、4番目その他の事業でありますので、順々に各項目ごとにお伺いいたします。四つの事業、主なものでよろしいのでお聞きいたします。お願いします。

○議長（飯田正憲君） 総務部長石井克佳君。

○総務部長（石井克佳君） 18番大関議員の御質問にお答えをいたします。

まず初めに、ホームページの中の掲載の合併特例債の内容について御指摘をいただいたところでございますけれども、説明欄中、将来支払う元利償還金の70%が普通交付税で措置されるという表現でございます。これは、あくまでも地方交付税の算定に係る理論上の考え方を記載しているものでございまして、例えば本年度現実に交付税として収入するのは、自主財源であります基準財政収入額6割分を除きました4割程度でありまして、税と同じ一般財源であるということ、まずは御理解をいただきたいと思っております。

それでは、平成18年から平成30年度までの事業内容でございます。

事業の区分ごとに借入額を申し上げますと、南友部平町線や来栖本戸線などの道路整備事業に約51億2,000万円、岩間駅周辺や岩間駅東大通線延伸部の整備のほか、友部駅周辺整備などの都市整備事業に約29億7,000万円。また、笠間学校給食センターの改築や小中学校校舎及び体育館の耐震補強などの学校施設等整備事業に約34億9,000万円。さらにその他の事業といたしまして、認定こども園や地域医療センターかさまの整備などに約70億円を充てまして、平成30年度までの総額で約185億8,000万円の合併特例債を活用してきたところでございます。

○議長（飯田正憲君） 大関久義君。

○18番（大関久義君） それでは、次の質問に入ります。

小項目②と③は関連がありますので、今部長が答弁いただいた中での質問をしたいと思いますので、併せて質問をしたいと思います、議長よろしいですか。

○議長（飯田正憲君） 許可いたします。

○18番（大関久義君） ②と③は四つの事業内容について、順に質問をしたいので、併せて質問をいたします。

合併特例債活用の効果と事業費の内容であります。

まず、道路整備事業からお伺いいたします。

合併をした地域間を結ぶ道路整備事業が主になって始められました。平成30年までに61億6,160万円の合併特例債活用の記載があります。これは33の路線での道路整備事業が計上されております。そのうち、岩間地区と友部地区を結ぶ友部1級12号線と岩間1級12号線は、同じ路線で結ばれております。友部地区では約9億2,000万円、岩間地区では約1億7,000万円でありますので、総事業費は10億9,000万円であります。

合併特例債活用の金額は、友部地区で約4億2,000万円、岩間地区で約1億円でありますので、総借入額、合併特例債活用の額は約5億2,000万円であります。借入額の5億2,000万円は合併特例債活用であります。このうち笠間市での負担額、どのぐらいの額になりますか、お伺いします。

○議長（飯田正憲君） 総務部長石井克佳君。

○総務部長（石井克佳君） まず、友部1級12号線と岩間1級12号線に係ります合併特例債の借入額、合計5億2,000万円に対する返済額でございますけれども、返済額につきましては借り入れた5億2,000万円に借入利子分の約5,000万円を合わせまして、5億7,000万円が返済する金額となっております。

○議長（飯田正憲君） 大関久義君。

○18番（大関久義君） 合併特例債は返済額の7割が国から補填され、市の負担は3割という理解をしておりました。今利子の分がお話ありました。そうすると、幾らか違ってくるのかなと思うんですけれども、これの仕組みを簡単にお尋ねします。

○議長（飯田正憲君） 総務部長石井克佳君。

○総務部長（石井克佳君） 実質的な負担額の考えといたしましては、先ほど申しましたように、返済額のうち70%分が交付税に算入されまして、残り30%相当額が市の負担額になるというのが、制度上の基本的な考え方でございます。

ただ、先ほども申しましたように、実際の額につきましては、需要額から市が税等で賄う収入額を差し引いた分が実際の交付税として補填されるものでございまして、毎年度の国の交付税総額も影響してまいります。それは、その交付税の財源が所得税、法人税、消費税、所得の景気変動の大きいものに起因するものでございまして、そういった制度上と差異が生じているものでございますけれども、理論としましては30%分を市が負担するという考え方でございます。

○議長（飯田正憲君） 大関久義君。

○18番（大関久義君） いろいろな形の中で国のほうから交付される金額が多少違ってくるというようなことでありました。実際の交付税の金額は違うということは分かりまし

た。

では、制度上の考え方でお答えをいただきたいと思いますので、質問をいたします。

道路整備事業の中で一番大きな事業費の南友部平町線では総事業費20億2,000万円であり、借入予定額は12億800万円であります。12億800万円が合併特例債活用でありますので、笠間市の返済額、3割、約3億6,000万円となります。

一般的な捉え方として、制度上の考え方が3割負担であるならば、新設道路整備事業の総工事費は20億2,000万円でありましたので、笠間市としては約3億6,000万円の負担額をもってこの道路が整備されていくことになる、この考え方でよろしいですか。

○議長（飯田正憲君） 総務部長石井克佳君。

○総務部長（石井克佳君） 合併特例債の償還額の市負担の制度上の考え方は、そのとおりでございます。

南友部平町線ですと、借入予定額の30%分、3億6,240万円が市の負担額となります。

ただ、総事業費の考え方で申しますと若干異なりまして、それは総事業費から国庫補助金を除きました12億7,200万円の95%、12億800万円を合併特例債で借入れします。残りの5%分が、まず市の負担となる額です。これに先ほどの30%分、3億6,240万円を合わせました4億2,640万円が、本市の負担になるという考え方でございます。

○議長（飯田正憲君） 大関久義君。

○18番（大関久義君） 分かりました。要は総工事額の95%というものがありますので、その辺の計算を最初にしていかなければ合っていないということでもありますね。分かりました。

それでは、来栖本戸線の事業について、お伺いしたいと思います。

来栖本戸線の事業費は14億4,360万円でありました。そのうち、合併特例債活用予定額は8億3,170万円であります。約57.6%の活用額で事業が進められました。笠間市の負担額は3割だと仮定すれば、95%の計算をしていないんでちょっとここ数字が違ってくると思うんですが、全体額から言いますと約2億4,900万円であります。その額で14億4,360万円の工事が完成することとなります。笠間市での負担額は総工事費の約17.2%であります。

合併特例債活用予定額、南友部平町線ではこの額が59%であり、来栖本戸線の活用予定額は57.6%であります。来栖本戸線の整備事業の残りの財源、要は、このほかに、合併特例債のほかに財源があると思いますので、この特例債以外の財源は何なのかお聞きしたいと思います。

○議長（飯田正憲君） 総務部長石井克佳君。

○総務部長（石井克佳君） 来栖本戸線整備事業の財源でございますけれども、先ほどの南友部平町線同様、財源といたしましては、まずは道路整備に係ります国庫補助金5億6,000万円を見込んでございまして、補助や起債の対象とならない経費もございまして、5,190万円を一般財源で賄っているものでございます。

○議長（飯田正憲君） 大関久義君。

○18番（大関久義君） 分かりました。

それでは、次に都市整備事業について、お伺いしたいと思います。

合併特例債活用借入額は40億2,730万円であります。この中で、一番下のところに多目的広場整備事業があります。

この多目的広場整備事業について、お伺いをいたします。

平成30年から令和2年までの事業年度で、事業費が9億8,250万円であります。合併特例債活用が9億2,470万円の活用であり、非常に活用率が悪いように思われます。事業費と合併特例債活用費が同じ9億円台になっており、事業費の94%が特例債が使われようとする計算であります。

合併特例債活用が効果的に使用されていないようにも思われますが、この事業内容について、お伺いをしたいと思います。

○議長（飯田正憲君） 総務部長石井克佳君。

○総務部長（石井克佳君） 多目的広場整備事業の財源でございますが、市として実施をいたします事業の財源確保の考え方といたしましては、まず補助事業に該当するのであれば、国庫補助金等の特財の充当を第一に考えてございまして、次にその事業について地方債の意義、目的に合致しているかどうか、そういった適債性を判断した上で、起債の決定をしております。

本事業につきましては、補助事業の対象とは残念ながらありません、市単独事業でありまして、財源として最も有利な合併特例債を活用しているため、結果的には発行額の割合が高くなっているという状況がございます。

○議長（飯田正憲君） 大関久義君。

○18番（大関久義君） そうすると、起債が認められない事業という形の中での捉え方でよろしいですね。

そうすると、この多目的広場は国有地でありました。その土地を市は購入をして、この事業、多目的広場整備事業に充てております。土地約3ヘクタールだったという記憶であります。この土地取得代は合併特例債の中に入っていますか。

○議長（飯田正憲君） 総務部長石井克佳君。

○総務部長（石井克佳君） 多目的広場の土地の購入代金でございますけれども、事業費の9億8,250万円には含まれてございません。土地につきましては、もともとが全て国有地でございましたけれども、払下げの手続が整いましたので、多目的広場として利活用するため、先行取得したものでございます。

○議長（飯田正憲君） 大関久義君。

○18番（大関久義君） 多分、記憶であれなんですけれども、7,800万円だったかなと思いますが、それで間違いありませんか。

○議長（飯田正憲君） 総務部長石井克佳君。

○総務部長（石井克佳君） 売買の金額7,800万円でございます。

○議長（飯田正憲君） 大関久義君。

○18番（大関久義君） そうすると、土地代が含まれていないとすると、この事業は10億円以上の工事となってくると思われま。

次に、学校施設整備事業について、お伺いいたします。

借入額は43億4,400万円の計上であります。岩間中学校校舎整備事業では、平成20年から平成22年度で整備された事業で、総事業費が13億9,170万円であり、合併特例債活用が7億9,380万円でありました。事業費の57%が合併特例債であります。笠間市での実質負担額は約2億3,800万円となり、負担額の6倍近くの約10億円の事業ができたわけでありま。

一方、笠間学校給食センター整備事業では、平成23年から平成25年度での事業でありました。総事業費が9億3,040万円であり、合併特例債活用が8億2,280万円でありました。事業費の約88%、88%が合併特例債であります。笠間市の実質的な負担額で見ますと2億4,600万円でありま。

合併特例債活用の比率が、岩間中学校の場合は57%、笠間給食センターの場合は88%となっております。これは大きな違いが出てきておりますが、なぜ合併特例債活用費にこのような違いが出てくるのか、お伺いをしたいと思います。

○議長（飯田正憲君） 総務部長石井克佳君。

○総務部長（石井克佳君） まず初めに、先ほどの多目的広場の総事業費でございますけれども、平成30年度の時点から変更がございまして、事業費としましては現時点では約9億3,000万円を見込んでいるものでございます。

それから、合併特例債の比率の違いでございますけれども、岩間中学校整備事業は二つの補助事業の対象となりました。まず面積に係る経費としまして50%が交付される公立学校施設整備負担金、それから校舎の改築に係る経費につきましては33%が交付されます安全安心な学校づくり交付金がございまして、合わせて4億3,700万円でございます。

一方、学校給食センターの整備でございますけれども、こちらの補助対象の約33%が交付される学校施設環境改善交付金になりますので、こちらは6,400万円が交付ということになってございます。

整備対象となる補助率が低いことなどから、この二つの事業では負担額の差が出てきているものでございます。

○議長（飯田正憲君） 大関久義君。

○18番（大関久義君） そうすると、事業によってはかなり合併特例債の活用率の率が上がってきてしまうという、そういう結果になってまいります。いわゆる補助金を有効に使ったほうが、活用がもっとも有効になるということだと思われま。

そして、先ほど多目的広場は10億円はかからないよということではありますが、まだ途中でありますよね。でありますので、将来的にはそれ近く、あるいはそれ以上になる整備にもつながってくるのではないかと思うのであります。

それでは、次にその他の事業について、お伺いいたします。

合併特例債の借入額、その他の事業では92億60万円の計上があります。認定こども園整備事業では、平成26年から平成28年までの事業で、総事業費が16億1,840万円であります。合併特例債活用が15億2,270万円が充てられました。事業費の約94%が特例債の事業であります。

県、国からの補助金は留保できなかったのか、合併特例債活用の効果が、先ほど申したと思いますが、薄いような、効率的でないようなちょっと気がするのでありますので、どうしてなのか、お伺いをしたいと思います。

○議長（飯田正憲君） 総務部長石井克佳君。

○総務部長（石井克佳君） 保育所や認定こども園等の整備事業でございますけれども、こちらは公立の施設につきましては、補助の対象とはなってございません。そのため、国、県からの補助金を利用することができない状況でございます。

起債と申しますのは、ちょっと先ほども触れましたけれども、国庫補助金を除いた部分や、あるいは単独でやらなければならない場合に単年度の資金を充てる財源手当として、また当該施設が何年にもわたって使用されるような場合には、その年の住民だけが費用を負担するのではなくて、それを使う後年度の住民も負担をするということで、世代間の負担の公平性を担保する、そういった適債事業にのみ認められてございます。

そういった起債の中で、合併特例債につきましては交付税算入率が非常に高いということですので、活用の効果はそういった意味では高いのではないかと考えているところでございます。

○議長（飯田正憲君） 大関久義君。

○18番（大関久義君） 要は、合併特例債は、先ほど基本的な考え方として、7割が国の補助が受けられる、単純に。そして、3割が自己負担で事業ができるのであるので、何とかこういうものを使って整備しようという考えの中でこれは採用したということでしょうか。

でも、やはり総事業費16億円かかる中で、合併特例債費用15億円がおおよその額なんです、そういうふうにかかっておりますので、どうしたのかなという、そういう形の中でお聞きしたわけでありまして。

そして、次の質問に入ります。

小項目④まちづくり振興基金積立事業について、お伺いいたします。

この事業は、平成23年より平成26年まで積み立てられております。17億8,000万円の事業費の今後の目的と事業内容についてお聞きいたします。

○議長（飯田正憲君） 総務部長石井克佳君。

○総務部長（石井克佳君） まちづくり振興基金17億円の今後の目的と事業内容についての御質問でございますが、通常、普通建設事業を対象とする起債でございますが、合併特例債は特別にソフト事業に充てることが認められてございます。

本市では、今後の収入減あるいは財政需要の増加を勘案しまして、元利償還金の70%が地方交付税の措置がされます本制度の活用が、将来にわたりまして財政運営に極めて有効であることから、平成23年度にまちづくり振興基金を設置をいたしました。

基金は、合併特例債16億9,100万円を原資としまして、その後の運用益などを含めまして、総額約17億8,900万円を積み立てているものでございます。

基金の取崩しにつきましては、償還が終わった範囲内でかつ新市建設計画に位置づけられたソフト事業のみ充当することができます。これまで合併10周年記念事業ですとか、笠間のまつり、市民運動会などに約3億6,000万円を充てまして、今年度の基金残高は約14億3,000万円の見込みとなっております。

基金の活用がソフト事業に限られていることから、来年度以降も地場産業支援ですとか、あるいは地域行事への展開、伝統文化支援に関することなどに幅広く有効活用してまいりたいと考えてございます。

○議長（飯田正憲君） 大関久義君。

○18番（大関久義君） 分かりました。

それでは、次の質問に入ります。

合併特例債事業の今後について、お伺いいたします。

小項目⑤令和3年度以降の合併特例債活用事業の計画について、お伺いいたします。どのような事業を計画されているのか、お伺いいたします。

○議長（飯田正憲君） 総務部長石井克佳君。

○総務部長（石井克佳君） 令和3年度以降に予定をしております合併特例債活用事業といたしましては、現在整備を進めております南友部平町線整備事業、あるいは来栖本戸線整備事業などの道路整備事業がございまして、

また、都市整備事業としましては、安居工業地域整備事業、その他の事業としましては、令和3年秋のオープン予定で整備を進めております道の駅整備事業などがございまして、現時点で発行額18億6,290万円を予定してございます。

そのほか、今年度策定しております学校施設長寿命化計画に基づく学校施設整備事業ですとか、老朽化が進んでおります消防本部、また友部、岩間各署の庁舎の整備事業、市内の渋滞緩和対策事業、スマートインター整備事業、ごみ処理施設整備事業などが想定されているところでございます。

これらの事業をいつ実施するのか、事業の財源として合併特例債を活用するのかなどにつきましては、市を取り巻く社会情勢ですとか、先ほど来出ております国庫補助金

の採択状況、市の財政状況などに鑑みまして、その都度検討してまいりたいと考えてございます。

○議長（飯田正憲君） 大関久義君。

○18番（大関久義君） 合併特例債活用の期限について確認をしたいと思います。

笠間市のホームページでは、財政上有利な合併特例債を活用するため、令和7年まで延長しましたと示されております。しかし、合併特例債の延長としては、このように書かれております。

合併後10年間だけ特例債を発行できるとされた、しかし2011年の東日本大震災をきっかけに、被災地は合併後20年間、被災地以外は15年間に延長されました。さらに、2018年に、平成30年であります、発行期限の再延長が決定され、被災地は25年、被災地以外は20年の延長となったとあります。

平成18年に合併した笠間市は、被災地でありますので、令和12年まで発行可能となったのだと思いますが、令和7年までの表示はどうしてなのか、お伺いいたします。

○議長（飯田正憲君） 総務部長石井克佳君。

○総務部長（石井克佳君） 本市では、平成24年6月に東日本大震災に伴う合併市町村に係る地方債の特例に関する法律が施行されたことを受けまして、平成26年度に新市建設計画の期間を当時、法律で認められました最大期間の令和7年度まで変更したことによりまして、併せて合併特例債の発行期限も令和7年度まで延長しているというのが現状でございます。

これを再度、新市建設計画の変更を申請しまして認められた場合には、令和12年度まで合併特例債の活用が可能となるものでございます。

○議長（飯田正憲君） 大関久義君。

○18番（大関久義君） 笠間市新市計画という言葉が出てまいりました。笠間市新市計画によるとのことではありますが、新市計画を策定されたのはいつですか。

○議長（飯田正憲君） 総務部長石井克佳君。

○総務部長（石井克佳君） 本年度の新市建設計画につきましては、まず最初に平成17年3月に笠間市・友部町・岩間町合併協議会におきまして、平成17年度から平成27年度までの11か年計画として策定をいたしました。

その後、先ほども申し上げましたが、平成26年度に計画の期間を令和7年度まで変更するための新市建設計画を変更したものでございます。

○議長（飯田正憲君） 大関久義君。

○18番（大関久義君） 新市計画というのは、大まかなものでくくられているのではないかなと思うんですけれども、いろいろな事業を採択するというのか、計画して決定していく、そういう形、見直しも含めて、どのようにされているのか。合併特例債、活用事業の中で大事な部分であると思いますので、どのような形で計画をされ、決定を見るのか、

決定するまでの過程、どう審議されて決定を見るのか、流れをお伺いいたします。

○議長（飯田正憲君） 総務部長石井克佳君。

○総務部長（石井克佳君） 合併特例債の活用事業の見直しでございます。

まず、新市建設計画に沿った個別の事業でございますが、こちら目的、効果等から事業内容を庁内の会議等で決定しました後、事業費ですとか合併特例債を含めた財源など予算編成過程の中で審議をしまして、予算として取りまとめたものを議会へお諮りをしているところでございます。

また、新市建設計画そのものの変更手続きにつきましては、平成26年度のスケジュールに基づいて申し上げますと、まず庁内の会議等で変更計画について合意形成を図りまして、将来の課題、あるいは財政結果関連の基礎調査によりまして素案を作成し、茨城県関係部局との調整や、あるいは市議会への中間報告、パブリックコメント等を実施させていただきまして、その御意見等を反映した原案につけまして全員協議会へ報告し、市議会で議決をいただいているところでございます。

その後、変更計画を公表しまして、総務大臣、茨城県知事へ送付をする、そういう流れでございます。

○議長（飯田正憲君） 大関久義君。

○18番（大関久義君） 流れは分かりました。

令和3年度以降の合併特例債活用事業計画の中で、先ほど申されました、事業費の総額はどの程度の額まで想定されているのか。財政課のホームページで示されている平成30年度までの合併特例債借入総額は、予定額を含めて約220億円となっております。220億円あります。笠間市での合併特例債活用の上限額は約322億円でありますので、平成30年度末で残りが102億円あります。

この102億円で、今後想定される事業を選ぶことになってくるものと思われま。来年度は令和3年でありますので、合併特例債の期限は再延長をして使うとすれば令和12年まででありますので、あと10年となりました。平成18年に新しい笠間市が誕生して14年が過ぎ、それに伴って合併特例債の事業も14年が経過したわけであります。残されているこれからの10年間、この10年間が笠間市にとって、本当に大事な10年になってくるのではないかと考えております。

令和3年以降の合併特例債活用事業をお伺いしましたが、学校施設、消防庁舎の整備、スマートインターの整備、市内の渋滞緩和事業、ごみ処理施設整備事業などが先ほど挙げられました。想定をしているということでもあります。期待していた吾国山の道祖神トンネル整備事業がその中にはありませんでした。

道祖神トンネルの整備事業については、これまでも、地元市民からの請願書も平成27年8月に2件が提出され、9月定例議会で審査され、全会一致で可決されているところであります。1件は、道祖神トンネル整備促進に関する請願書、これは本戸地区区長会の六

つの区長連名で提出され、もう一つは笠間市地方創生及び元気茨城づくりの一環としての道祖神峠のトンネル化について、これは笠間市民60名の連名にて提出されました。また、議会からも、笠間市議会議員全員24名と石岡市議会議員有志15名の署名をもって、茨城県知事と茨城県会議長宛てに、道祖神峠トンネル化に向けた整備についての要望書を提出しているところでもあります。

その後、茨城県議会でも道祖神峠のトンネル化に向けた整備促進期成同盟が、つくば市、土浦市、石岡市、笠間市選出の県議会議員全員で発足し取り組んでいただいているところでもあります。トンネル整備事業の効果は、さきに整備された土浦市と石岡市を結ぶ朝日トンネルの完成後の実績でもはっきりと示されております。交通量では、開通以前で1日約1,000台程度であったが、現在では1万台を超えております。朝などは渋滞が起きてしまうほどに交通量も飛躍的に伸び、県の施設である県立フラワーパークなどの利用客も激増したとのニュースも報道されており、現在、リニューアル整備事業に24億円を投じ、県ですね、24億円を投じて整備されるところにまでなっております。

茨城県フラワーパークが令和4年度に来場者25万人を目指すとのことでもありますので、その来場者を笠間まで来ていただくためにも、ぜひ道祖神トンネル整備事業の実現化に向け、今後の計画の中に入れていただくことをお願いしたいのであります。そのことにより、笠間稲荷の門前通りのにぎわいが戻り、観光客を呼ぶ効果にもつながり、現在整備を進めている笠間道の駅にも大きな波及効果が出てくるのではないのでしょうか。

トンネル整備事業については、朝日トンネル整備事業費の例を見てみると、総整備事業費54億7,433万円であり、石岡市の負担が29億7,558万円、土浦市の負担が24億9,875万円でありましたが、道路整備交付金や合併特例債活用、県補助などがあり、市の単独最終負担金額は、石岡市で1億5,377万円、土浦市では1億3,112万円でありました。総整備事業の約5%の負担額であります。

また、県議会の道祖神トンネル化整備促進期成同盟会の記載文書によりますと、負担金は、最近、県の補助金が復活をした部分があり11.72%であります。さらに負担額が下がり、総整備事業費の2.7%が市単独負担で完成できるとの記載があります。今が一番のチャンスであるのではないかと思いますので、山口市長にこの道祖神峠トンネル化事業、次の事業の中に取り組んでいただきたいと思いますのであります。

令和3年度以降の整備事業計画の中に取り組んでいただけないでしょうか。市長にお伺いいたします。

○議長（飯田正憲君） 市長山口伸樹君。

○市長（山口伸樹君） 大関議員の質問にお答えをさせていただきます。

大関議員、トンネルの隧道化の取組に熱心に取り組んでいらっしゃることはよく理解しております。

ちょっと分けて考え方を申し上げたいと思います。

まず、特例債の残りおおむね100億円、これをどう使っていくかというのは、いろいろ議員さんの立場で議論があろうかと思いますが、今後、やっぱり一番優先的に使うものは、我々の市民生活の社会を維持するために、行政サービスを維持するために必要なものは、これは使っていかなければならないと思っております。例えば、ごみ処理施設、渋滞解消としてのスマートインターや県立中央病院周辺の渋滞対策事業、さらには消防署の建て替え、こういうものは絶対的に、またほかの道路も含めて、絶対的に市民生活の上で必要でありますので、これらには基本的な考え方としては、合併特例債を充てていくことが一番いいのかなと思っております。

行政、我々地方自治体の中で、今一番お得な起債というのは、いわゆるこの合併特例債でありまして、合併特例債がなければ、当然、一般の普通の起債を使っていきますけれども、これほど条件がいい起債というのは、借金というのはないわけですので、できるだけこれは、早めというか、必要なものに必要なだけ使っていくと、そういう形で考えておるところであります。

そういう中で、大関議員は合併特例債を使ってトンネルを早期に完成させるべきだという考え方だと思います。トンネルはもちろんないよりはあったほうがいいのに決まっている話だと思います。その効果も、笠間地区に対してはありますけれども、笠間市全体に対して本当に効果があるのかということは、私もまだそこまでは検討しておりませんので、分かりません、正直なところ。

道路の部分、起債、合併特例債と別に、道路の部分として考えると、あの道路は県北から県南に縦に走らせる縦貫道路として県が総合計画の中で位置づけて、そして震災とか災害のときの国道6号の代替道路だとか、県北と県南が結ぶ観光の縦の軸の道路だとか、そういう必要性があるということで県が位置づけたわけでありまして、県がそれではあの道路をどういう整備をしていくのかということは、まだ示しておりません。

ですから、我々は今まであの沿線の縦貫道路の沿線と言われる自治体と、今まであった協議会を一つにして、先般も県の土木部と企画部のほうにお邪魔をして、早く道路の位置づけをしてくれと、道祖神峠含めて改修やバイパスを造らなければならない場所を明快にしてくださいと。その中で、県がやるのか、それは市町村と県で併せてやるのか、そういうことをお願いをしてきた経緯がございます。

整備手法としても、例えば県が直轄でやる部分もありますし、合併支援道路としてやる場合もあるかもしれません。場合によっては国の直轄でやるところもあるかもしれません。その位置づけもまだ決まっていない状況でございます。その位置づけを明快にしていくということは、私はこの縦軸の道路をしっかり整備して、茨城県全体の南北格差も含めて位置づけは必要だというふうに思っているのが、今の状況でございます。

ですから、道祖神峠のトンネル化に合併特例債を使いますということは、ここで申し上げるわけにもいきませんし、合併特例債を使って造る道路があれば、県が直営で直轄でや

る手法も、道路整備、トンネルを造る上での手法としてあるわけであります。

今後も、私の立場としては、トンネルだけではございませんので、いろいろなサービスをしっかり提供することを考えていかなければなりません、私の立場としては。大関議員の立場は、大関議員の立場で分かります。でも、そこをしっかりと整理しながら、私の立場としては、できるだけ笠間市の持ち出しを少なくして物事を実行していこうというのが、財布を預かる身の立場としては当然であります。

そういうことを念頭に置きながら、もちろん笠間市の発展のために必要なものはしっかりと対応していきたいなというふうに思っております。

○議長（飯田正憲君） 大関久義君。

○18番（大関久義君） 前にも市長さんと話をしたときは、私はやらないとは言っていないよという話は何遍も受け取っております。しかし、今やらなければ、多分、県とか国とか、そういう形の中では、あの道路は、トンネルは整備されない、そういうふうに私は確信を持っております。でありますので、先ほど来から言っている合併特例債の活用、今現在では2.7%の持ち出しで60億円から100億円かかると言われているトンネルができる、そういう時期であります。1億6,000万円ぐらいが、60億円で試算すると笠間市の持ち出しであります。これが我々全員協議会で、この前示されたトンネルの数字、どこから持ってきたのか分かりませんが、100億円かかるという説明が我々にありました。100億円かかったとしても、3億円まで行かないのであります。合併特例債3億円以下で、2億7,000万円ぐらいだと思っておりますが、そのぐらいでできるということであれば、今、取り組んでいただくのが一番いいのではないかなというふうに思うわけであります。

この機会を逃したらば、笠間市とつくば市を結ぶ幹線道路、大きな大動脈になると思います。笠間市から約40分で行きます。今の若い人たちは、水戸ではないんです。みんなつくば市を目指しているんです。つくば市がいいね、つくば市行きたいね。そういう環境が若い人たちから得られる言葉でありますので、市長さんの立場から言う、いわゆる市民生活に直結した、そういうものをやっていかなければならない、そういう立場も重々私も承知しております。

私は、山口市長が県会を辞めて市長に立候補したときからの支援者の1人でもあります。でありますので、もう一度、気持ちはよく分かりますが、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（飯田正憲君） 市長山口伸樹君。

○市長（山口伸樹君） 温かいお言葉ありがとうございます。

合併特例債を仮に使った事業としても、先ほどいろいろ細かい数字的な説明がありました。状況によって変わるところもあるし、単純に7割が全部交付税で措置されるということでもございません。そういう議論も一方で必要ですけれども、本当にあそこにトンネルを造って、笠間市全体に効果があるのか。例えば、友部、岩間の人をつくばに行くのに

本当にあっちを通っていくのが、岩間の人もしかしたら高速で行っちゃうじゃないかとか、やっぱりその辺の議論を、100億円の投資事業をするのに、やっぱりきちんとした議論に議論に議論に議論を重ねていかなければ、最終的な判断というのは、私も今の時点ではまだできないということでもあります。

大関議員、一緒に県の予算分捕りに一緒に行って、頑張っていきましょう。

○議長（飯田正憲君） 大関久義君。

○18番（大関久義君） 行きます、行きます。私も行きます。国にも行きます。私の地元では、国会議員は額賀福志郎代議士であります。額賀さんにももちろん言ってあります。国のほうでも予算化していただきたい。県にも言ってあります。山口市長は、大井川知事とすごく近い、そういう仲であります。でありますので。

○市長（山口伸樹君） それは別です。

○18番（大関久義君） 別ではないです。そういう形の中で、そしてまた、今茨城県全体の市長会の会長までやっております。でありますので、ぜひ取り組んでいただくことをお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（飯田正憲君） 大関議員、時間でございます。

○18番（大関久義君） 以上で終わります。よろしく申し上げます。

○議長（飯田正憲君） 18番大関久義君の質問を終わります。

ここで2時25分まで休憩いたします。

午後2時13分休憩

午後2時25分再開

○議長（飯田正憲君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

次に、10番石井 栄君の発言を許可いたします。

〔10番 石井 栄君登壇〕

○10番（石井 栄君） 10番、日本共産党の石井 栄です。議長の許可を受けまして、一問一答方式で質問いたします。

初めに、パネル掲示の許可をお願いしたいのですが、よろしいでしょうか。

○議長（飯田正憲君） 許可いたします。

○10番（石井 栄君） ありがとうございます。

それでは、大項目1、市農業の現状と課題、振興方針について、お伺いをいたします。

初めに、農水省の資料をちょっと読ませていただきます。

我が国の農業は、国民生活に必要な食料を供給する機能を有するとともに、国土保全の多面的機能を有している。それから、農業、食料関連産業の国内総生産は全経済活動の1割に相当し、我が国経済の中で重要な地位を占める。また、これまで農業農村との関わりが少なかった都市部の人材が農業農村の価値や魅力を再認識し、都市と農村を往来

したり農村に定住したりするなど、田園回帰による人の流れが全国的な広がりを持ちながら継続している中、こうした都市部の人材が地域活性化に貢献する動きも出始めている。

また、他方、我が国の農業農村は農業者や農村人口の著しい高齢化現象、これに伴う農地面積の減少という事態に直面しており、今後も農業者の大幅な減少が見込まれる中で、農業の生産基盤が損なわれ、地域コミュニティの衰退が一層進む地域が発生する事態が懸念されるばかりでなく、国土の均衡ある発展の上からも問題があると。

これは、今年3月に閣議決定された農水省の食料・農業・農村基本計画、その一部であります。

ここで、私が今述べたことが、政府が考えていることが、笠間市ではどのように表れているのか明らかにし、今後の方針を考え、市農業の振興につなげていきたいと、このように考えます。

まず、次の点からデータの説明をお願いします。笠間市農業の現状を農業就業人口、耕作面積について、2000年と2015年についてお示しをいただきたい、お願いします。

○議長（飯田正憲君） 産業経済部長古谷茂則君。

○産業経済部長（古谷茂則君） 10番石井議員の御質問にお答えいたします。

市農業の現状と課題、振興方針でございますが、笠間市は温暖な気候や豊富な水、肥沃な大地など栽培条件に恵まれており、本市では多種多様な作物が生産されております。米を中心に、栗をはじめとした果樹、多種多様な路地野菜、施設野菜、小菊を含む花卉などの耕種農業が展開しているほか、酪農、肉用牛などの畜産農業も行われております。

就農者数でございますが、就農従事人口で御説明させていただきます。

農林業センサスによりますと、2015年度、本市の農業従事人口は6,659人となっております。また、本市の耕作面積は、2015年度の農林業センサスによりますと3,693ヘクタールとなっております。2000年の耕作面積でございますが、耕作面積のほうは4,537ヘクタール、農業従事者人口でございますが、2000年度は1万3,373人となっております。

新規就農者数は平成30年度には13人おりました、内訳につきましては、違う職種からUターン就農する方や新規参入者が主なものとなっております。

○議長（飯田正憲君） 石井 栄君。

○10番（石井 栄君） 今お話がありましたように、農業従事人口は、2000年を100としますと、2015年には49.8ということで半数以下になっておりますね。それで、主たる収入源が農業のみという方、農業就業人口で見ますと2000年に5,819名であったものが、2015年には3,567名ということで、61.3%に減少している。それから、耕作面積も2000年から見ると18.6%ほど減少しているという、こういうデータがあります。

しかし、減少ばかりではなくて、数字的にはごく僅かかもしれませんが、新規就農者がここ数年間何名かいらっしゃるといことが分かりまして、これは過去15年間、1年間に150人ほど就業者が減っているという、そういう計算になりますけれども、その中

で、ごく一部かもしれませんが、笠間市の農業の未来を担うような方が現れているということは、大事な注目点ではないかなというふうに思います。

それで、2018年の新規農業者数が15名ほどいますけれども、その分類、内訳をお示しいただきたいというふうに思います。

○議長（飯田正憲君） 産業経済部長古谷茂則君。

○産業経済部長（古谷茂則君） 平成30年度で新規就農者数を見ますと、平成30年度が2018年度ということで、内訳は違う職種からUターン就農する方がいるということございまして、45歳未満の方では、新規学卒の就農者が1人、Uターン就農者が4人、新規参入者が2人で、雇用の就農者は2人でございます。また、45歳以上65歳未満の方は、Uターン就農者は5人、新規就農者は1人ということになっております。

○議長（飯田正憲君） 石井 栄君。

○10番（石井 栄君） ありがとうございます。

それでは、今新規就農者の内訳なんですけれども、分類上、四つに分かれているということで、新規学卒者、Uターン、新規参入者、雇用就農ということで、この四つに分かれておりますけれども、農業以外の方、農業をやっていなかった人という人が、決意をして農業に新たに始まったという方は何名くらいいるのでしょうか。

○議長（飯田正憲君） 産業経済部長古谷茂則君。

○産業経済部長（古谷茂則君） まるっきりといいますか、農業を経験していないという方は、Uターン就農者で4人と新規参入者の2人ということで6人でございます。

○議長（飯田正憲君） 石井 栄君。

○10番（石井 栄君） 6人という少ないかもしれませんが、これからのことを考えると、大変貴重な数字ではないかなというふうに思いました。

それで、このように、耕地面積、それから就業者が減っている状況、それから新規就農者がこれだけここ数年間十数名いるというようなことを踏まえて、この状態を、そしてその要因を簡潔に捉えると、どのような状態だというふうに捉えているのでしょうか、お願いします。簡潔にお願いします。

○議長（飯田正憲君） 産業経済部長古谷茂則君。

○産業経済部長（古谷茂則君） 要因についてでございますが、2015年度、本市の農業従事者人口は、農林業センサスによりますと、先ほども申し上げましたが、6,659人となっております。2005年度の農業従事人口の9,538人と比較しますと、10年間で2,879人が減少しております。

次に、耕作面積につきましても、農林業センサスによりますと、2015年度3,693ヘクタールと2005年度3,930ヘクタールを比較しますと、237ヘクタール減少しております。

この要因は、笠間市内の一部は中山間地域でありまして、大区画化や大型機械の導入が難しく、効率化が進まないため、農業の担い手が育たない状況でございます。特に中山間

地域の人口減少によりまして、労働力不足によって耕作されない農地が増えたことが要因と考えられます。

最後に新規就農者につきましては、平成30年までの3年間では毎年15名程度の増で推移しております。これは、茨城県の農林振興公社、笠間地域農業改良普及センターなど関係機関と市農政部が連携して、就農支援体制を構築し、就農希望者に対して手厚い相談、受入体制を整えていることが要因と考えられます。

○議長（飯田正憲君） 石井 栄君。

○10番（石井 栄君） きめ細かな支援体制などもあって、新規就農者につながっているというような説明でした。

それでは、笠間市の新規就農者に対する支援制度について検討してみたいと思うんですけども、頂いた資料の中に市の就農者に対する支援制度、新規就農者に関する支援制度は、就農前の準備期間の支援と就農後の支援ということになっておりまして、就農前の支援は、これは支援制度の名称は樹園地継承支援事業、内容は果樹栽培の新規就農者の確保、育成となっております、果樹農家での実地研修、こういうことの中で、支援型で受入農家に月3万円とか果樹支援型で10万円とか、そういう支援があるということがありましたけれども、これは、よく見ますと、畑作とか稲作などは就農前の支援の対象になっていないんですね。

調べてみますと、畑作、稲作、これ見ても分かると思うんですけども、耕作面積は田んぼが2,150ヘクタール、2位が畑で831ヘクタール、3位が果樹園で712ヘクタールで、畑作、稲作は含まれていないんですね。面積が1位の稲作や第2位の畑、畑作などに支援を広げる、このような方針が必要ではないかなというふうに考えるんですけども、どのように考えているのか、ちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（飯田正憲君） 産業経済部長古谷茂則君。

○産業経済部長（古谷茂則君） 水稻等の継承事業は確かにございませんが、国の事業で生活支援として農業次世代人材投資事業準備型というのがございまして、年間最大150万円、最大で2年間の事業がございます。

○議長（飯田正憲君） 石井 栄君。

○10番（石井 栄君） 国の事業があるのは分かりました。頂いた資料の中にもございました。

そして、この笠間市独自の支援というのがやはり身近な支援として必要だと思うんですけども、畑作や稲作に対する市の支援を広げる方針があるのかなのか、お願いします。

○議長（飯田正憲君） 産業経済部長古谷茂則君。

○産業経済部長（古谷茂則君） 樹園地継承支援事業のほかの作物への拡大、それにつきましては、今後、新規就農した方から制度に対しての意見などを聞きまして、ほかの作物において必要な支援を考えていきたいと考えているところでございます。

○議長（飯田正憲君） 石井 栄君。

○10番（石井 栄君） それはいい方向性だと思います。よく新規就農者の方から御意見を伺って、何がどういふ支援が必要なのかよく聞き取って、やはりそちらの方向にも拡大していったほうがいいのではないかなというふうに思います。

やはり新しく農業を始めるといふ場合、土地の確保とか機械などをそろえなくちゃならないし、それから技術的な支援も受けなくちゃならないし、やはり決意をして始めるにしても、やっぱり相当定着するためには支援が必要なんじゃないかなというふうに思います。

それで、こういう政策を広げていくためにも、農業振興のためにも、やっぱり人を確保するというのは、一番大事な点じゃないかなというふうに思うんです。新規就農者をどれだけ増やさせるかは、笠間市農業の将来を左右する課題だというふうに思います。

そのための新規就農者数の年次目標、数値目標、そういうものを今、市ではお持ちでしょうか。

○議長（飯田正憲君） 産業経済部長古谷茂則君。

○産業経済部長（古谷茂則君） 目標設定ということでございますが、笠間市第二次総合計画施策アクションプランにおきまして、新規就農者の目標を設定しております。

平成27年度から令和3年度までの毎年度の目標値は6人となっております。現在、年間平均で毎年15人が新規就農者に認定されておりますので、確保目標人数の倍の人数が実績となっている状況でございます。

次の施策アクションプラン策定では、令和3年度以降も増加につながるような新たな目標値を設定して、支援事業においても新規就農者に喜ばれる、必要とされるような取組を今後考えていきたいと考えております。

○議長（飯田正憲君） 石井 栄君。

○10番（石井 栄君） 目標を定めてあるというのは大事なことだと思います。

今、聞いて分かったんですけども、毎年、ここ5年間は農業就農人口は、毎年130人減っています。十数名ほど新規就農者が入ってきますけれども、このまま行けば平行状態にならないんですよ。減る人と入る人が同じになって初めて平行状態になるわけで、人口減少を止めることになっていないので、やはり実態に合ったように、国も分析しているように、田園回帰の傾向があると言っているわけですから、やはり適正な数値目標を出して、それに向けて何が必要かということで政策展開を行っていけば、必ず笠間市の農業は発展の方向に行くのではないかなというふうに思います。そのように、これから対応をしていただければというふうに思います。

それでは、これは笠間市の職の確保だけではなくて、地域の活性化にも役立つ大切な仕事ですので、皆さんのこれからの御尽力に期待をしております。よろしく申し上げます。

それでは、次に大項目2、新型コロナウイルス感染症対策の課題に移ります。申し上げます。

新型コロナウイルス感染症は、累計を見ますと拡大の方向をたどっており、笠間市でも陽性者が確認されるなど、市民の日常生活に身近に迫っている感がございます。感染拡大が夏場の高温多湿のときには一時的にも低下するのではないかと、このように言われておりましたけれども、8月には緊急事態宣言時を上回る陽性者が確認されるなど、感染が続いております。これからの低温乾燥時には、さらに感染が拡大するのではないかと専門家からも懸念をされており、感染防止と社会経済活動の両立を図るためにも、その前提である感染防止対策として検査体制の拡充が求められております。

そこで、エッセンシャルワーカーと言われる方々、医療、介護、教育関係者の定期的なPCR検査実施に関して質問をいたします。

まず、上記の対象者、国、県の施設を除いて何名いらっしゃるのか、また年内に2回仮にPCR検査を無料で行うためには費用はどのくらいかかるのか、医師や看護師等が何名ぐらい必要なのか、またどのような体制を構築すれば可能なのでしょうか。分かった範囲で教えていただきたいと思っております。

○議長（飯田正憲君） 保健福祉部長下条かをる君。

○保健福祉部長（下条かをる君） 10番石井議員の御質問にお答えいたします。

今の対象者、概要でございますが、3,700人といたしますと、今、PCR検査、かなり検査料が幅がありますけれども、2万円から4万円、3万円といたしまして、その方が1回受けるとなると1億1,000万円という形になりますので、その2回だと倍になっていく。その検査体制につきましては、その検査キットを何を選ぶかによっても、その体制が変わってくるかと思っております。

○議長（飯田正憲君） 石井 栄君。

○10番（石井 栄君） 今、検査費用などの試算というの、試みの案が、数字が出されたわけですがけれども、私こういう記事を拝見をいたしました。これは、8月28日付の山陽新聞です。岡山市のPCR検査が対象拡充へという記事が出ておりました。8月27日、岡山市は10月からPCR検査の対象を大幅に拡大すると発表しまして、積極的に検査を受けられる仕組みを整備すると。介護、福祉、教育、保育などに3万6,600人いまして、現在対象に入らないような軽い症状でも医療機関で検査できるようにすると、検査費は無料で市が負担すると、このように言っておりますが、岡山市と笠間市では状況が全く違いますので、これを一律に当てはめるといようなことは言うつもりもありません。

これには、3万6,600人に対して2万回検査が増加するとして、費用が1億5,000万円を見込むと、こう書いてありまして、この費用はどういう計算なのか、私もよく分からないんですけれども、推測しますと10検体ぐらいを集合検体で測定をするという方法かなと、このように推測しているわけです。

また、そのほか、8月31日の静岡新聞、これは無症状でのPCR、富士宮市独自基準で希望者にと、ここも笠間市の1.6倍ぐらいの人口のあるところで、また、基盤が違います

ので、しかしこのように取り組んでいる市もございます。これらはまだ多くありません。全国的にも先進事例ということでもありますけれども、秋冬の感染時には、やはり相当深刻な状態にならなければいいんですが、なるような心配がございますので、これに対するどのような準備が必要なのかというのをしっかり示して、備えをしていただきたいと思います。

というのは、9月13日の茨城新聞は、アンケートで、大井川知事は感染防止と社会経済活動の両立には、低費用で誰でも何回でもPCR検査が受けられる体制の構築が必要と検査体制拡充を強く求めた、国に求めたという新聞記事であります。やはり知事と連携をして、知事のこういう要望をしっかりと市町村でも連携をして、後押しができるように、やはり検査をするためにはこういう費用、こういう体制、何が必要で何が足りないというのをはっきりさせておくことが必要なんではないかなというふうに思います。

今言われた中でも、まだよく分からない点もあると思うんですね。多分、お医者さんや検査技師さんなどの確保がかなり難しい点はあるかと思うんですけれども、その課題を明らかにするというのが今一番必要だと思いますので、その辺よろしくお願ひしたいと思います。

それでは、次なんですけれども、現在、市内での市立病院を含めた市内の医療機関で、発熱感染症外来、すなわち発熱感染症が疑われる際の診察、検査は笠間市内でどのような状況になっているのか、ちょっと教えていただきたいと思います。

○議長（飯田正憲君） 保健福祉部長下条かをる君。

○保健福祉部長（下条かをる君） 発熱者の受診の状況とその診察の体制についてでございますけれども、市内医療機関におきましては、発熱者の診療状況のアンケート調査を実施いたしました。車中に出向いての診療や電話診療など、様々な感染予防対策を取りながら対応していただいている状況でございます。

また、市医師会や県立中央病院医師の協力の下に実施しております平日夜間・日曜診療におきましても、診療までお車でお待ちいただきまして、通常の患者様と動線を変えたり、車中での診察など感染予防対策を取りながら診察をしております。

診察の際、新型コロナウイルス感染症の疑いのある方については、帰国者・接触者相談センターや8月に開設をいたしました水戸保健医療圏地域検査センターへ検査を依頼することで混乱が緩和され、現状では発熱感染症外来を専門的に開設をしなくても、通常の診療の中で対応できている状況でございます。

しかし、季節性インフルエンザの流行時に備えた診療体制につきましては、国、県の方針に注視いたしまして、新型コロナウイルス感染症の発生状況にも応じながら、市の医師会と協議の上、今後の診療検査体制について調整をしてみたいと考えております。

○議長（飯田正憲君） 石井 栄君。

○10番（石井 栄君） 今、お話をお聞きしますと、市内の医療機関では現在危険と隣

り合わせで、しっかり医療活動を行っているというふうにお聞きをしました。頭が下がります。

しかし、感染拡大時には、インフルエンザの流行と重なる可能性があり、新型コロナウイルスとインフルエンザの区別が難しく、感染防止のための動線の確保が困難ということもあり、拡大時にこのままの状況で対応できるのか、大変不安な状況があります。危険な状況を避けることができるようにする措置が必要になることがあるのではないかと思います。

市医師会と協議の上、新たな発熱外来というのを設置するということが可能なんでしょうか。同時に、市立病院は発熱感染症外来の設置についてどのような対応をすることが可能なんでしょうか。お願いします。

○議長（飯田正憲君） 保健福祉部長下条かをる君。

○保健福祉部長（下条かをる君） 今後の季節性インフルエンザの流行に備えた診療体制につきましては、早々に市の医師会と協議をしまいたいと思います。

そして、新型コロナウイルス感染症の発生の状況を見据えながら、今の動線を変えたり、それから診療体制でお待ちいただいたり、蔓延がなくなってしまってもどうしても各施設内でできない場合については、また協議をしながら、市立病院も含め、診療体制を検討してまいりたいと考えます。

○議長（飯田正憲君） 石井 栄君。

○10番（石井 栄君） それでは、市立病院としてはどのような対応が可能なのでしょうか。お願いします。

○議長（飯田正憲君） 市立病院事務局長後藤弘樹君。

○市立病院事務局長（後藤弘樹君） 市立病院といたしましては、新型コロナウイルス感染症の蔓延状況でありますとか、インフルエンザの流行の状況を見据えまして、現在の市立病院の診療体制、今は車の中で待機していただいたり動線を分けての診察をしておりますが、それが空間的、時間的に動線を分けて行えなくなるというような状況の場合には、必要に応じて発熱外来の設置を検討してまいりたいと考えております。

○議長（飯田正憲君） 石井 栄君。

○10番（石井 栄君） 市立病院は公立病院として、市民の健康と安全に重要な役割を今も果たしておりますし、これからも果たすであろうと思います。開設が必要になった際には、市民の期待に応えて、その役割を十分果たしていただきたいというふうに思います。

それでは、次に3番目の持続化給付金の適用外の前年同月比収入が50%未満の事業者への給付支援についてに移ります。

前年同月比収入が50%未満の事業者は、持続化給付金を申請できないわけですが、申請できない事業主というのは、市内にどの程度いるのか、調査をした結果というのがあれば示していただきたいんですが、お願いします。

○議長（飯田正憲君） 産業経済部長古谷茂則君。

○産業経済部長（古谷茂則君） 調査のほうはしておりません。

○議長（飯田正憲君） 石井 栄君。

○10番（石井 栄君） 調査はしていないということですが、実態を調べて対応することが必要と考えます。

私がお聞きしたところでは、50%以上の減収にはなっていないで、あと何万円かの差で申請できないと、そのような事業主の方もいるというような話を聞きました。前年同月比で30から50%未満の減収の方は相当いるのではないかと推測いたします。茨城県医師会の調査結果を見てもいるのではないかなと推測しています。

そういう50%未満で、30%から50%という範囲を絞っての給付支援ということでも有効だと思うんですけども、近隣の城里町、茨城町、水戸市でも実施をしています。市民の状況などを把握しながら、これらの給付という事業を展開する予定はございますか。

○議長（飯田正憲君） 産業経済部長古谷茂則君。

○産業経済部長（古谷茂則君） 10番石井議員の質問にお答えします。

まず、先ほどの調査の件でございますが、こちらは調査していませんということで回答しましたが、調査はちょっと難しいのかなと考えております。

国のほうでも、こういった未満の方のデータというのは持っていないということでございました。

今の質問にお答えいたします。

持続化給付金の適用外の前年同月比収入50%未満の事業者への支援についてでございますが、事業者に対する国の持続化給付金につきましては、5月1日より令和3年1月15日までの期間で申請が受け付けられているところでございます。

その中で、石井議員の御質問にある国の持続化給付金の要件に満たない事業者への給付支援についてでございますが、笠間市では現在、事業相談申請支援委託としまして、持続化給付金をはじめとしました様々な支援策について、笠間市商工会事務所に社会保険労務士、行政書士、中小企業診断士、弁護士等の専門の相談員を配置いたしまして、煩雑な手続の支援業務を商工会への委託により実施しているところでございます。

また、持続化給付金のような単なる減収分の補填という形ではなく、事業継続に向けた意欲のある事業者に向け、直接事業の中で支出したものに対する補助支援といたしまして、笠間市家賃支援補助金と、終了しました笠間市中小企業等サポート補助金を実施してまいりました。

市としましては、新型コロナウイルス感染症対策として、事業者向けに用意された様々なメニューを取りこぼすことなく、該当する事業者に御活用いただきながら、情報提供や相談の場の提供、また補助金支援などを笠間市商工会と連携しながら、今後も進めてまいります。

○議長（飯田正憲君） 石井 栄君。

○10番（石井 栄君） 状況等を見ていただいて、この件についてもさらなる検討をお願いしたいなということで、次ですけれども、笠間焼オンライン販売事業について、お問い合わせをいたします。

販売事業が8月末に終了しましたね。成果を上げて評判もよくて、一定の販売額に達したと、このように聞いております。

10月に予定されていた陶炎祭は中止となったわけでありまして、この厳しい時期を来年まで事業者が持ちこたえられるかどうか心配な点もございます。オンライン販売事業を来年3月まで延長できないかと、そういう方針はあるかということで、これずっと、例えば場所を借りたり人を常駐させたりしてお金がかかりますよね。部屋代は1か月何十万円かかるか分かりませんが、そういう費用も含めて支援をして、来年3月まで延長できないかということについては、どのようなお考えをお持ちでしょうか、お願いします。

○議長（飯田正憲君） 産業経済部長古谷茂則君。

○産業経済部長（古谷茂則君） 笠間焼オンライン販売事業を来年3月まで延長できないかということでございますが、笠間焼のオンライン販売につきましては、笠間焼作家の販売の場の提供を支援する形で、笠間焼協同組合に補助金を支出する形で、6月29日から8月30日までの63日間で実施してまいりました。

市では、補助金支援のほか、販売前や販売期間中の中で、市ホームページ、SNSを活用しながら積極的なPRを実施してまいりました。実績といたしまして、500万円を超える売上げとなりまして、産地としても新たな販売手法を考えるきっかけになる機会となりました。

このオンライン販売についての延長の可能性につきましては、一旦8月で予定どおり終了となりますが、既に笠間焼協同組合と陶炎祭の中止を受けての新たなオンライン販売の検討を始めておりまして、6月からの2か月間の販売で得た経験を生かしながら、さらに違った視点での取組を現在検討しているところでございます。

○議長（飯田正憲君） 石井 栄君。

○10番（石井 栄君） それは積極的な施策じゃないかなと思いますので、ぜひよく要望をお聞きの上で、的確な支援につながるように対応をお願いしたいと思います。

それから、5番目、陶芸家への給付支援、これも必要ではないかなと思いますので、これも併せて検討をいただきたいというふうに思います。答弁は結構です。

6番目に移ります。少人数学級で安全安心の学びの環境をに移ります。

私は、6月議会で少人数学級導入の必要性を感染症対策と行き届いた教育の面から、一般質問で質問をいたしました。その際、教育長からは丁寧な答弁をいただきました。

中身は、国基準の教職員定数や教職員の配置の点で難しい点があると、教室の確保など解決しなければならない事柄があることと同時に、少人数学級がいいという考えもありま

す。ただ、少人数だからいいかということ、子どもたち同士で対話をして意見を深めるということにはなかなかならないということで、そういうこともあって、ある程度人数がいたほうがいいのかということもあるんです。そういうことの中から考えているものですから、今ある現状の中でできる最大限のことをやろうというのがスタンスであると、このような趣旨の御答弁がございました。

ここで、教育長のお考えとして、少人数だからいいかということ、子どもたち同士で対話をして意見を深めるということにはなかなかならないということで、そういうこともあってある程度人数がいたほうがいいのかということもあるんですと述べておりましたが、ここで述べている、ある程度の人数がいたほうがいいのかということなんですけれども、意味がよく分からない部分がありまして、現状35人のクラスをそのままがいいとお考えなのか、諸条件の改善を通じて少人数を目指すほうがいいのかとお考えなのか、その辺の御所見をお伺いいたします。

○議長（飯田正憲君） 教育長今泉 寛君。

〔教育長 今泉 寛君登壇〕

○教育長（今泉 寛君） 10番石井議員の御質問にお答えします。

35人とおっしゃいましたが、40人ですね、今1学級。1学級の上限人数が40人になっております。

○10番（石井 栄君） 40人ですか、そういえば、法律でね。

○教育長（今泉 寛君） それでは御質問にお答えしますが、まず少人数の学級の教育上の効果、これにつきましては、様々な研究成果、そして見解がございます。いい結果もありますが、そうではないというような結果もあって、さほどの効果もないといろいろありまして、分析方法の違いもあれば、対象とする地域、児童生徒のサンプリングも違います。今後の研究や検証、議論が深まっていく必要があるなど感じているところです。

そういう中であって、今回新型コロナウイルス対策をめぐり、国は児童生徒の社会的な距離を確保するための少人数学級を検討するという考えが出されております。そういう中であって、本市としましては、やはり国と県の動向を注視しながら、判断していくのがいいのではないかと思っているところであります。

○議長（飯田正憲君） 石井 栄君。

○10番（石井 栄君） 今のお話を聞いてなんですけれども、確かに萩生田文部科学大臣が、7月20日の教育再生実行会議で、少人数学級を私は目指すべきだと個人的には思っていると述べたのが議事録に残っているそうです。それから、義務教育の普通教室の平均面積が64平方メートルだとし、身体的距離を確保しながら40台の机を並べることはできないと指摘し、新たな感染症が起きたときに、これはとてもではないけれども40人学級は無理だと語ったと、このような記事も載っております。

これに対して、義務教育段階の学級編制は法律で1学級40人、小学校1年生のみ35人と

いうふうになっていますよね。萩生田氏の発言は、文科省として学級編制見直しの必要性に踏み込んだと、このような記載も出ておまして、今、教育長が言われたような方向で検討を深めていただくことをお願いしまして、次の課題に移ります。

大項目3番、山林の乱開発に起因する土砂流出等の災害から地域住民の安全を確保する施策についてに移ります。

これなんですけれども、本戸不動坂の土砂流出現場なんです。上が、ここが土砂が埋まった田んぼなんです。この上にもう1枚田んぼがありまして、少なくとも3回ぐらい土砂が流出して埋まったままだと言っております。

ここは、のり面が崩落した現場です、今工事しています。そういうところですよ。せっかくですので、紹介させていただきました。

この上のこのところなんですけれども、土砂流出防止策について森林所有者から土砂流出防止の計画案が6月初めに提出されたので、計画案の修正を含めて検討するという答弁が、私の質問に対して、6月議会で答弁でありました。その計画案、この検討はどのように進んでいるのでしょうか。お願いします。

○議長（飯田正憲君） 産業経済部長古谷茂則君。

○産業経済部長（古谷茂則君） 6月に提出されました復旧計画案でございますが、修正それから補正を指導いたしまして、再度、提出を求めているところでございます。

○議長（飯田正憲君） 石井 栄君。

○10番（石井 栄君） 中身は、今、公開はできないと思いますので、災害防止に役立つような中身になるように、しっかり対応をお願いしたいなと思います。

それでは、この今写真で示したところなんです、2枚の田んぼはまだ土砂で埋まったままで、まだ撤去がされていないんです。この土砂の撤去というのは、誰が行わなければならないことなのか、全く基本的なことを一言でお願いします。

○議長（飯田正憲君） 産業経済部長古谷茂則君。

○産業経済部長（古谷茂則君） 水田の土砂の流入ということでございますが、山林所有者が伐採後の適正な維持管理がなされていないということが起因となっておりますので、所有者同士で解決すべきと考えております。

しかし、裸地のままで放置されますと、さらに災害の発生率が大きくなるということが懸念されますので、市では、山林所有者に対して、裸地のまま放置せず、復旧対策を取るよう指導しているところでございます。

○議長（飯田正憲君） 石井 栄君。

○10番（石井 栄君） 当事者同士に任せないで、だけではなくて、市も積極的に関与して解決を目指しているということ、これについては、後ほどまたお話をいたします。

それでは、この下ののり面の補修工事なんですけれども、これは、この費用をどこがどれだけ出しているのか、はっきり言えば、太陽光発電の会社、それから国、笠間市が出し

ているとすれば、どれだけの費用でやろうとしているのか、お願いします。

○議長（飯田正憲君） 都市建設部長吉田貴郎君。

○都市建設部長（吉田貴郎君） 今ののり面の工事でございますが、その道路につきましては市道でございます。集落集落をつなぐ重要な路線ということで、その道路ののり面が崩壊したということで、一時通行止めとかになりました。この工事につきましては、国の災害復旧工事でのり面の補強をするということで、国からのお金を利用するというか、国の交付金を66.7%、国からの交付金を利用して、現在復旧工事を行っているところでございます。

○議長（飯田正憲君） 石井 栄君。

○10番（石井 栄君） そうすると、国から66.7%で、その残りはどこが出すんですか。

○議長（飯田正憲君） 都市建設部長吉田貴郎君。

○都市建設部長（吉田貴郎君） 市の負担になりますが、公共事業の災害の起債を借りる予定でいます。

○議長（飯田正憲君） 石井 栄君。

○10番（石井 栄君） そもそもなんですけれども、こののり面が流された、流出した、崩れたこの原因というのは、どういう原因なんでしょうか。

昨年10月の台風のときに大量の雨が降って、私の聞き間違いだったら訂正しますけれども、調整池でさばき切れなかった水も流出してのり面が崩壊したというように理解していたんですが、それでいいのかどうか、お願いします。

○議長（飯田正憲君） 都市建設部長吉田貴郎君。

○都市建設部長（吉田貴郎君） 国の災害の要件といたしますか、これは道路、河川、橋りょう等の公共土木施設が台風等の豪雨により災害に遭った場合について、災害の対応をする交付金の事業とするということで、道路のり面がこの自然の災害により崩壊したということで、災害の工事です。今現在施工しているところでございます。

○議長（飯田正憲君） 石井 栄君。

○10番（石井 栄君） 確かに田んぼは、被害を受けたところは私有地なんですけれども、このまま放置になって原状回復ができないという状況は好ましくないと思うんですね。それぞれ事情がありますし、その件については、私どももちょっと今の答弁も踏まえて精査をしてみたいです。

次に移ります。

次に、ザク沢地区の開発現場の安全対策ということであります。

ザク沢地区、これ国道355号からもよく見える場所ですよ、大きく山林が削られた場所で、この山林の削られたこの左側の下のところを行くと、大きな土壁が最近できたんです。土壁はこれですね。高さは測っていないので分からないんですが、目測で15メートルから20メートルぐらいある土の壁、ビニールシートがかぶさってしまっていて、もともとここ

はV字型の谷になっていまして、ここを掘削した土砂で埋めたものと、このように思います。

これは、どういうふうに造ったのか、素人では分かりません。どのような安全対策がされているのかよく分かりません。昨年から何回か濁流が流れたり土砂が流出したり、この場所では起こっています。

大きな土壁ができた後は、大規模な土砂崩落は聞いていませんけれども、これから台風の大雨が来たときなどは大変不安です。安全対策がされているのか、されていないとすれば、いつまでにどのような対策をするのか、そしてその安全対策は、市としてどのように確認していこうとするのか、その辺お願いします。

○議長（飯田正憲君） 都市建設部長吉田貴郎君。

○都市建設部長（吉田貴郎君） 10番石井議員の御質問にお答えいたします。

ザク沢地区開発の現場の安全対策についてでございますが、谷部の土壁につきましては、補強土壁工法により施工している箇所でございます。

市といたしましては、施工中を含め、より確実な安全対策が講じられますよう、本年7月14日付で、事業者に対し、笠間市内における太陽光発電設備設置事業と住環境との調和に関する条例に基づき、事業地からの雨水、土砂等の流出により周辺環境に被害を与えることのないよう早急に対策を検討し実施することを求め、書面指導を行ったところでございます。

事業者からの回答では、仮設沈砂池を設置するとともに、異常時には少量ずつ排水できるよう仮設排水管を設置した。また、排水管については口径を大きくする工事を実施した、仮設土側溝を設置し、仮設沈砂池に流れ込むように対応した、住宅敷地に流入しないよう土のうを設置したとの対応が示され、現地ではブルーシートによる被覆等がなされていることも確認しております。

市といたしましては、今後事業者に対して、防災対策を徹底させるとともに、万が一災害が発生した場合には、速やかに復旧工事等の対応を図るよう指導してまいります。

○議長（飯田正憲君） 石井 栄君。

○10番（石井 栄君） それなりの安全対策はされているというようなお話だったかなというふうに思うんですけども、今、最後にありましたように、万が一災害が発生した場合にというお話がありましたけれども、万が一にも災害が発生して住民が被害を受けるようなことがあってはならないと考えます。不安に思っている住民の方もたくさんいますので、しっかり対策を大変でもやっていただきたいというふうに思います。

これに対する市の指導とか要請なんかをする法的な根拠というのは、何の法律にそれが規定されて基づいたものなのか、ちょっと一言でお願いします。

○議長（飯田正憲君） 都市建設部長吉田貴郎君。

○都市建設部長（吉田貴郎君） まず市の開発指導要綱、さらには太陽光の条例、それか

ら県の太陽光ガイドラインに基づきまして指導助言等行っております。

○議長（飯田正憲君） 石井 栄君。

○10番（石井 栄君） それでは、次にツボロケ地区の開発現場の安全対策に移ります。

これ実りの秋ですね、いいお米ができています。この奥の田んぼが2枚埋まっているんですよ。

それで、6月の質問のときに、稲刈り後に土砂を撤去すると、このように話がありましたけれども、現在どうなっているのでしょうか。簡単をお願いします。

○議長（飯田正憲君） 都市建設部長吉田貴郎君。

○都市建設部長（吉田貴郎君） 昨年10月に事業地からの濁水の流入があり、現在も土砂が堆積している水田につきましては、休耕田であったことから、事業者も地権者との話し合いにより土のう設置により再発防止策を講じた上で、今月から土砂の撤去を実施することで合意していると伺っております。

○議長（飯田正憲君） 石井 栄君。

○10番（石井 栄君） ちょうど昨年10月17日頃の台風による大雨のときに濁流が流れてきて、この田んぼにも一部流入して上の田んぼが2枚埋まってしまったという話がありました。

今後、どのような対策をしていくのか、しっかり市のほうとしても対応をお願いしたいと思うんですが、その辺も含めて、一言お願いします。

○議長（飯田正憲君） 都市建設部長吉田貴郎君。

○都市建設部長（吉田貴郎君） 台風シーズンを前にパトロール等も定期的を実施しておりますので、先ほど言いました三つのガイドライン等含めまして、適正な指導をしております。

○議長（飯田正憲君） 石井 栄君。

○10番（石井 栄君） 住民の皆さん、頼りは笠間市です。市の担当の方は一生懸命努力をしてくださっているものと思いますけれども、これから本当に想定を超えるような雨が全国で降っております。ある程度の基準に基づいて安全対策をやったのかと思うんですけれども、それでも不安はたくさん残りますので、万が一にも事故が起こらないように、再度しっかりとした指導をよろしく願いをいたします。

これで私の質問といたします。

○議長（飯田正憲君） 市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

○市長（山口伸樹君） ちょっと一言補足をさせていただきたいと思います。

北吉原地区では、開発業者と市のほうに対して要望がありまして、市が間に入って合意書の締結というのをやっております。その中には災害対策もありますし、地元振興策もありますし、十数項目において合意を交わしているということがありますので、やっぱり

我々がしっかり指導することも必要ですが、地元としてそういう合意にきちんと基づいて災害を防止したり、仮に災害が発生したとき対処するということも今後は十分必要になってくるのかなと思っています。

○10番（石井 栄君） ありがとうございます。

以上をもちまして、私の質問といたします。ありがとうございます。

○議長（飯田正憲君） 10番石井 栄君の質問を終わります。

ここで3時40分まで休憩いたします。

午後3時29分休憩

午後3時40分再開

○議長（飯田正憲君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

次に、13番石田安夫君の発言を許可いたします。

〔13番 石田安夫君登壇〕

○13番（石田安夫君） 13番、公明党の石田安夫です。議長の許可をいただきましたので、一般質問を行います。

3点について、お伺いをいたします。

一問一答方式で、笠間版CCRCについて、2、ICT教育について、3、石井・来栖・稲田地区土地改良事業について、お伺いをします。

初めに、笠間版CCRCについて、お伺いをいたします。

笠間版CCRCということで、約6年くらい前に日本版CCRCという形になりまして、新たな移住先というか、そういうものでCCRCが国が制度化して、それをどうにか笠間市でもやってくださいということでお願いをいたしました。その当時は市のほうでも勉強会ということで進められていたらしいんですが、それを協議会という形でいろいろな方が有識者が入って、この6年間やってきていただきました。

それで、やっところまで来たというのが現実だと思うんですけども、初めに、多分、現実であればもうとっくにできていた仕事だと思っており、要するに事業者が決まって、とっくに販売されて移住者がもう来ている状態だと私思っていたんですけども、それがどんどん遅れてきた。

初めに、そういう内容のことをちょっと書いてはいないんですが、この遅れてきた要因というのは何か、ちょっとお伺いをします。

○議長（飯田正憲君） 市長公室長中村公彦君。

○市長公室長（中村公彦君） 13番石田議員の御質問にお答えいたします。

CCRC事業の関係でございますけれども、こちらのほうにつきましては、事業者が来ていただいて、その事業が成立しなくてはいけないという部分がございます。

そういった中では、土地がどこの土地がいいのかという部分であったり、その土地が採

算に合うのか、あとどういう人を笠間市のほうに移住していただきたいのか、そういった部分の勉強会などを含めまして、最終的な適地が市立病院跡地というような形になりまして、そういった事業地の選定であったり事業者、それをやっていただけるような方があるのかどうかといった部分の調整が時間を要した部分でございます。

○議長（飯田正憲君） 石田安夫君。

○13番（石田安夫君） ありがとうございます。

そうですね。実際であれば今頃もう、病院跡地でいろいろな廃棄物が出てしまったというのも、多分あれが1年くらい遅れてしまった要因なのかなというのが私の見解というか、思いでございます。

事業概要を読みますと、モデル事業だということで、笠間暮らし、体験、交流を通じた新事業の創出を図るソフト事業を軸にしながら、分譲住宅及び交流、宿泊等を主とするハード整備を公民連携により実施するというところでございます。

ソフト事業の構築及び運営を市が中心になってやって、住宅事業として、今言ったハウスメーカーさんたちがやってくれるということなのですが、また運営事業者を選定、3年以内に自主運営を目的とした活動を展開する。また、笠間暮らしのモデル化並びに居住者確保の観点から地区内における道路等の整備及び交流、宿泊等における整備等に対して予算の範囲内で請け負う。また、ソフト事業については、住宅事業者だけではなく、本モデル事業の趣旨に賛同する大学、企業等の参画を図り運営を行う、こういう概要で来たわけでございます。

それで、お伺いしますが、初めに笠間版CCRC、1、笠間リビングラボの創設、まちづくりセンターについて、お伺いをいたします。

○議長（飯田正憲君） 市長公室長中村公彦君。

○市長公室長（中村公彦君） 笠間リビングラボの創設につきましては、笠間版CCRC推進事業につきましては、昨年7月に市立病院跡地を対象地といたしまして、最初のモデルコミュニティーの整備等を担う事業者のほうの公募を実施いたしまして、先ほど議員さんのほうからもありましたけれども、積水ハウス株式会社ほか3社による共同体を事業候補者として選定をいたしまして、事業の協議を進めてまいりました。

笠間リビングラボにつきましては、基本計画ではまちづくりセンターとしていた部分となりますが、高齢層をはじめといたしまして、多世帯が活躍できるきっかけとなる場としていくため、創作活動、カフェ、イベント等の日常的な交流を促進する活動また連携する企業等によりましてITを活用した軽い仕事の提供、健康などの実験などを実施し、また、宿泊を含め、市の資源を活用した新たな移住等を生み出す笠間暮らしの紹介を基本的な機能としていくことを想定しているところでございます。

これらを実現するため、高齢層の活動促進や、つなぎ役となる市内外の若年層を運営の活動の主とするなどの要件を設定した上で、ソフト事業の中心となる事業者の公募を行い、

新たな提案を受けながら選定していきたいというふうに考えてございます。

また、市が中心となりまして、大学や企業等で連携体をつくりまして、各種の取組を実施する体制を構築してまいりたいというふうに考えているところでございます。

○議長（飯田正憲君） 石田安夫君。

○13番（石田安夫君） ありがとうございます。

本当にこのとおりにできれば本当にありがたいんですけども、ただ私も初め50棟という形で、もうちょっと大きなものができればなというのが、今でも危惧します。ただ、この20棟がある意味、大きな力になって形が出来上がった、事業者が張りついてうちを造って移住者が入ってきた。それを想像すると、ある意味物すごい経済効果というか、また、最後に一つ申しますけれども、ある意味、日本全体がこの事業によって大きく変わる可能性がありますよね。その辺も、最後にちょっと申しますので、よろしく願いいたします。

次に、モデルとなる住宅及び交流棟の整備について、お伺いをいたします。

○議長（飯田正憲君） 市長公室長中村公彦君。

○市長公室長（中村公彦君） 住宅及び交流棟の整備でございますけども、整備内容につきましては、21区画の分譲住宅、交流及び宿泊等を主な施設とする施設といたしまして、整備のほうを進めてまいります。

その中で、自動車の速度を抑制するコミュニティー道路、道路用地を含めた緑化された空間、石や陶などを用いた広場の整備など、景観はもとより、区域全体で住みやすさや交流が生み出されるような工夫を加えた整備を求めていきたいというふうに考えてございます。

また、住宅につきましては、購入者となる新たな居住者の意向にもよりますが、コロナ禍も踏まえた中で、住宅事業者の特色を生かした付加価値の高い住宅整備を促進するとともに、良好な通信環境の整備に向けた調整なども取り組んでいく予定となっております。

交流棟につきましては、交流棟はカフェ、陶芸等の創作活動も可能とする多目的なスペースといたしまして、前面の広場スペースとつながりを持たせた形式で整備を行いまして、宿泊棟につきましては、笠間リビングラボの活動や学生等の利用を想定したドミトリー形式の部屋と移住希望者等が利用するホテル形式の部屋の2部屋を整備していく予定となっております。

○議長（飯田正憲君） 石田安夫君。

○13番（石田安夫君） ありがとうございます。資料のとおりですね。

この資料の中に積水ハウス、大和ハウス、パナソニックホームズ、セキスイハイムということいろいろな住宅の、要するにその会社の一番の看板をどんと出してくるということだと私思っているんですけども、これによってやっぱり東京人、さっき言った、午前中、小藪江議員が移住者の調査の話がございまして、今年は四十九、五十%近い人が都市じゃなくて地方に行きたいという、そういう思いが強いという話がございまして、この当

時、6年前は多分30%、男の方が四十何%ぐらいであったと私は記憶しているんですけども、やっぱり都会の人がコロナ禍で都市部じゃなくて地方で働きたい、今はテレワークとかいろいろな方法で、どこにいても仕事ができる。また、2区間、何と言うの、住居みたいな部分で、こちらに住まっても東京へ行って仕事やって、向こうに家があっても行き来できるみたいな、そういう形の、何と言うのかな、今暮らし方が変わってきたというのがすごく感じておりますので、本当にこれが大きな一つの起爆剤になっていくと思っております。

次に、医療福祉サービスについて、お伺いをいたします。

○議長（飯田正憲君） 市長公室長中村公彦君。

○市長公室長（中村公彦君） 医療福祉サービスにつきましては、安心を提供できる医療福祉環境を生涯活躍のまちの基本計画におきましても、強み、特性として位置づけてございます。

地域全体でのサービスの提供を軸としながら、リビングラボ機能で組織する連合体に参画する医療福祉機関等と連携した取組を進めてまいりたいと考えているところでございます。

あわせて、クラウドシステムなどを活用いたしました健康データの収集活用によるデータヘルスの実験的な活動、オンライン診療など、市内全体のサービスと個別のサービスの双方を実施できる環境を整えながら、生涯にわたる安心安全に暮らすPRともなる体制を構築してまいりたいと考えているところでございます。

○議長（飯田正憲君） 石田安夫君。

○13番（石田安夫君） ありがとうございます。本当にすごい住宅ができるなというのがしみじみと分かります。

この医療体制、この積水ハウスにしても大和ハウスにしてもパナソニックにしても、超一流の企業が総力を挙げて、この20棟に、どういう割合で入ってくるかちょっと僕は分かっておりませんが、地方にこういう住宅を建てて、東京の方が移住してきて、住まわれて、ある意味で、何と言うのかな、頭のいい方とかいろいろな多種多様な人が、20棟であるからあまり人数的なことはいませんが、たくさんの方が来ていただいて、笠間市のために、ある意味、エリアだけじゃなく大きく広げていってほしいというのが、本当に感じるところでございます。

ちょっと話は変わるんですが、このCCRC、僕らもいろいろなところを研修したり見たりしてございます。介護施設がやっていたり、障害者施設がやっていたりしておりますが、ハウスメーカーがこのCCRCに取り組んでいるというのは、多分、全国的に初めてなのかなというのがあって、その辺の市としての情報があればお教えください。

○議長（飯田正憲君） 市長公室長中村公彦君。

○市長公室長（中村公彦君） ハウスメーカーがこういったＣＣＲＣを中心を担ってやっているという事例については、ちょっと私のほうでは把握していない状況でございますので、日本でも先進的な事例ではないかなというふうには考えているところでございます。

○議長（飯田正憲君） 石田安夫君。

○13番（石田安夫君） 先進的な事例ということ、ちょっとあれなんです、先ほど市長にちょっと話を聞きましたら、内閣府のほうからも見に来たという話がございますので、その辺の話ができればお願いをしたい。

もしできれば市長よろしくお願いします。

○議長（飯田正憲君） 市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

○市長（山口伸樹君） 私のほうからお答えをさせていただきたいと思えます。

石田議員おっしゃるように、今、地方創生絡みで全国でＣＣＲＣの整備をこれまでしてきたところ、今やっているところありますけれども、ほとんどが高齢者住宅であったり有料老人ホームであったり、医療施設が中心になった施設であったり、そういうのがほとんどでありまして、場合によっては成功していない地域もございます。何となく地方にとっては首都圏の高齢者の移住の受皿だというようなイメージでうまくいかない事業に至っているところもあります。

笠間市は、高齢者の単なるシルバー世代の受皿ではなくて、もうちょっと若い世代まで戻って受皿をしっかりつくることが必要だということで、ハウスメーカーと組んでやっているということで、こういう事例は多分ないと思えます。そういうこともあって、国のほうの地方創生の交付金も獲得することができたんだと思えます。

この前、国のほうから市の考え方を改めて聞きたいということで、現地調査含めて、お二人の方が来ました。国のほうからのいろいろ質問というか指摘事項もありまして、一つは事業内容に子育ての視点をどう取り入れていくのか、二つ目としては、住む方の魅力という点をどう考えているのか、三つ目については、ちょっと分かりにくいリビングラボ、まちづくりセンター、この位置づけをどうしていくのか、四つ目では、いわゆる議会からも御意見が出ましたけれども、単なる住宅整備ではありませんよということを問いかけられたり意見としていただきました。もちろんそれに対して、我々笠間市の考え方も話をさせていただいたというところがございます。

我々としては、このリビングラボ、まちづくりセンター、当初から言われているような、そこに住む人とか地域の人との交流だとか課題解決だとか、そういうことの拠点をつくって、そこ若い世代を中心に回しながら、そこに住んでいただけるような方々の笠間に住んでよかったというようなことをしっかり立ち上げていきたいなと思っております。

それが、ハウスメーカーがやっぱり笠間に支店を置いてくれたということは、次の、特に友部地区の利便性を考えると、この辺の住宅開発にうまくつなげるような、そういうも

のにしていきたいなというふうに思っています。

○議長（飯田正憲君） 石田安夫君。

○13番（石田安夫君） ありがとうございます。突然すみません、ありがとうございます。

今、市長が申したように、大きな転換点がやっぱり来たなというのが感じます。このC C R Cも初めは高齢者の元気な人たちの、東京からのという形からどんどん年齢が下がってきて、また、このコロナ禍で地方に住みたいというのが大きな、ある意味で都会の人が都会に住むよりも地方に住みたいというのが大きく変わってきた、人間の心が変わってきたということだと私思うんですよ。

それで、このハウスメーカーがC C R Cを一つの初めての事業としてここで成功すれば、多分これが友部地区、ある意味でこれが日本全国にある意味、新たな事業として、生まれ変わってくるのではないかなと私は考えております。

その辺、市長がもう申したので、これ以上聞く必要ないので、一応これで終わります。

2番、I C T教育についてということで、お伺いをします。

これも約3年前、教育長とこのI C T教育について議論をさせていただきました。

その当時は、タブレットもあまりないような状態、少しは電子黒板があっただうのこの、いろいろな部分がありましたけれども、それをみなみ学園に特化してやっていくということで、それから約2年くらい、みなみ学園では1年から9年生までI C T教育をやっていると思うんですが、そこでお伺いします。

これまでの経過について、これ多分教育指導要領の改訂によって変わって行ってI C T教育が入ってきて、ただ一方的に教えるんじゃなくて学んでいくという趣旨で多分この教育の基本法が変わって行って、そのために教育長との討論の中でこのI C Tの話があったと思うんですが、その辺の話、経緯も含めてお話してください。

○議長（飯田正憲君） 教育長今泉 寛君。

〔教育長 今泉 寛君登壇〕

○教育長（今泉 寛君） 13番石田議員の御質問にお答えいたします。

平成29年12月でございました。御質問いただきまして、その折、I C T教育の今後の方向性として、笠間市ではみなみ学園にモデル校として先行導入してやっていくという方向性と、それからの今後の整備計画についてお話をさせていただいたところであります。

みなみ学園につきましては、研究が推進しまして、昨年度、11月に研究発表会を開催して市内の小中学校から先生方に来てもらって、授業公開などを行ったところであります。その際には、教育福祉委員会の委員の皆様はじめ、議員の皆様にも参観をいただきまして、改めて感謝を申し上げます。

そこで、議長ちょっと資料を出してもよろしいのでしょうか。

○議長（飯田正憲君） はい。

○教育長（今泉 寛君） ありがとうございます。

そこで、みなみ学園としましてこういうカリキュラム、こういうものを作成しまして、9年間で学ぶカリキュラムであります。これを作成しまして、これを使ってやっていこうということでもあります。

それにはちょうど今年度から新学習指導要領がスタートして、新たな情報活用能力が言語能力と同等の資質能力に格上げされましたので、それと併せまして、先ほどのカリキュラムは情報活用能力のカリキュラムであります。これを使ってやっていこうという方向性でおりました。

もう一つ、今後の整備計画ということにつきましては、今年度から小学校が新しい学習指導要領でスタートするので、小学校にみなみ学園と同等の環境を整備しよう。来年度は中学校の新学習指導要領がスタートするので、そのときには中学校の環境を整備しようというふうに考えていたところだったわけです。そうしましたところ、昨年12月にGIGAスクール構想が立ち上がりまして、1人1台という、そういう構想が打ち出されたわけがあります。

そういう中であって、そのことに今度はシフトチェンジしまして、一挙に、計画で行きますと、本当に今年度、みなみ学園と同じ環境を、来年度までにみなみ学園と同じ環境が笠間市の小中学校全部なるはずだったんですね。それが一気に加速しまして、本当に国の素晴らしい取組でそれに乗っかっていけるということは本当にいいなと思っているところでもあります。

また、今年度から小学校プログラミング教育が始まっております。それで、昨年度はプログラミングの研修を小学校の全先生にやるということで、ただ新型コロナウイルスの休校が入ってしまったものですから、ちょっと今年にはずれ込みましたが、もう既に全教職員の研修が終わっております。それを基にプログラミング教育のほうを今進めているところでございます。このような経緯になっております。

○議長（飯田正憲君） 石田安夫君。

○13番（石田安夫君） ありがとうございます。ある意味、当初のスケジュールと全く変わってしまって、本当によかったですよね。本当にびっくりするようなスピードで動いていると思っております。本当にあの当時、どうにか中学生から行って、小学生に行って、何年に行ってという話だったんで、本当に、これだけのお金かかるから大変だなと思いつながら、ただこれ一気に入るんで、一気に入ってしまうので、これが一気に、こういうタブレットというのは消耗品なので、その辺の考え方は、この中にちょっと載っていないんですけども、どういうふうな考え方しているんですか。

○議長（飯田正憲君） 教育長今泉 寛君。

○教育長（今泉 寛君） お答えいたします。

一応耐用年数は5年になっております。そうしますと、5年後それをどうするかという

ことが問題になってくるわけですが、文部科学省のほうから5年後の答えは出ておりません。それで5年後どうなるのか私ども大変不安でありまして、いろいろな様々な会場の場を通しまして、文部科学省のほうに何とか5年後よろしく頼みますというような、要請、要望をしているところでございます。

○議長（飯田正憲君） 石田安夫君。

○13番（石田安夫君） 分かりました。

次、一般質問のプログラミング教育について伺うということで、今、教育長の話だと全先生終わってしまったという、お話ください。

○議長（飯田正憲君） 自席で結構ですよ。

教育長今泉 寛君。

○教育長（今泉 寛君） 許可をいただきましたので、自席から答弁させていただきます。

1回の研修ですので、それで済むとは思っておりません。これからもICT支援員が支援に行ったりとか、それから校内での研修をサポートしたりとか、続けてやっていきます。

ロボットの教材がやっと届きまして、注文していたんですけれども、それを今度各学校に配布して使ってもらうんですけれども、そうするとそのための研修も必要になったりします。

先生方にいろいろ負担がかかってしまうんですけれども、でも楽しみながら先生方もやってくださっているんで、それを少しずつやっていきたいと思っております。

○議長（飯田正憲君） 石田安夫君。

○13番（石田安夫君） ありがとうございます。

次に、遠隔教育について、お伺いをいたします。

○議長（飯田正憲君） 教育長今泉 寛君。

○教育長（今泉 寛君） 遠隔教育についてでございますが、学校同士で一つの授業を行う遠隔授業、それを行うとともに、市内だけではなく、姉妹都市や他県、海外ともつなげまして、国内外の学校との交流活動も進めていきたいと考えています。

これにつきましては、みなみ学園で台湾の中学校との交流というのを既にやりまして、ただまだ回数とか、もう少し増やしていきたいなと思っているところなんですけれども、そういうことが手始めに始められているところであります。

また、現在県のモデル事業としまして、岩間第三小学校に外国人教師がいるんですけれども、その教師による授業を岩間中学校に遠隔でつなげまして、授業を行う予定となっております。このような実践を今後とも広げてまいりたいと考えております。

○議長（飯田正憲君） 石田安夫君。

○13番（石田安夫君） ありがとうございます。

やっぱりこの2年間というのは大きかったですね。この2年間の蓄積が今花開いているというような状態だと思うんですけれども、最後にお伺いしますが、授業への積極的なI

ＣＴの導入について、お伺いをいたします。

○議長（飯田正憲君） 教育長今泉 寛君。

○教育長（今泉 寛君） 積極的なＩＣＴの授業への導入でございますが、現在進めております反転授業を行っております、それを今度はＩＣＴで展開していこうと考えております。

自宅にタブレットを持ち帰ってもらいまして、自宅でオンラインの学習をしてもらい、その知識を小学校に持ってきて、授業では対話を通して学習を深めていきたいというふうに考えております。

また、通常の授業では、反転授業ばかりではありませんので、通常の授業もありますが、通常の授業では、タブレットを使って大型提示装置に全体に提示したり、個々のタブレットに資料を先生が配布したり、分かる授業を展開していきたいと思っております。

また、生徒同士の共同の学びもとても大切ですので、写真や動画を撮ったり、またインタビューを記録したりしたものをグループや全体に発表してプレゼン能力も高めていきたいと思っております。

個別学習では、学習用の教材ソフトを使いまして、個別に課題に取り組み、ＡＩの入ったという教材ソフトありまして、それを今導入しようかという予定でいるんですけども、子どもの学びに合わせて問題が出題されたり、その補充学習に行ったり、そういうようなＡＩの機能を持った教材ソフトでございます。そういうのをを使って基礎学力を確実に身につけられるように指導してまいりたいと思っております。

また、特別支援教育では、拡大文字や音声の読み上げ等で活用しまして、個々の障害に合わせた分かりやすい授業を展開してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（飯田正憲君） 石田安夫君。

○13番（石田安夫君） 本当にこれを読ませてもらうと、やっぱり自分の考えを持ったりする、そして授業では対話を通して学んでいくという、一番大事なことが載っております。

タブレットを使った対話的な学習、また次に探求活動、いろいろなことを調査したりいろいろなことをするんでしょう。あとは特別支援教育でＩＣＴを使ったいろいろなことをしていく。

最後のeラーニングという、朝、休み時間に個別に学習するとか授業の補足や発展の学習、教育支援室等での活用、一番私危惧しているのは家庭での自主学習ということなんです、環境はどういう環境なのか、お伺いをいたします。

○議長（飯田正憲君） 教育長今泉 寛君。

○教育長（今泉 寛君） 先ほどのＡＩを搭載したというのがこのeラーニングの教材ソフトなんでございますが、クラウド形式になっていて、ネットにつながらないと使えない

というのが一つそういう条件が出てまいります。

したがって、家庭でネットにつなげるという環境がないと活用できない。そのところも調査をしているんですけれども、そういう環境が整っている家庭と、やはり整っていない家庭があるわけでありまして。整っていない家庭につきまして、支援策を今考えているところでございます。

○議長（飯田正憲君） 石田安夫君。

○13番（石田安夫君） 支援策ということなんですけれども、何人くらいの方が家庭で環境が整っていないのか、お伺いをいたします。

初めに、何人くらいがその環境が整っていないのか、お伺いします。

○議長（飯田正憲君） 教育長今泉 寛君。

○教育長（今泉 寛君） 現在は動画等の学習はDVDを、環境が整っていない家庭にはDVDのプレーヤーを貸しているんですけれども、25台です。

当初、もっと大きい数だったんですけれども、最終的に25台お貸ししているということで、そこら辺が環境が必要になってくるころなのかなというところでもあります。

ただ、それプラス、DVDですから、それを見られるので、実際ネットを見られないという方もほかにあるわけですね。だから25台よりもっと増えると思いますので、きちんとそこは調査してやっていきたいと思います。

○議長（飯田正憲君） 石田安夫君。

○13番（石田安夫君） 教育長、その辺分かっていないと思うんですけれども、多分、人数的にも個数的にも分かっていると思うんですが、その辺ちょっとお教えてください。もし教育長が分からなければ。

○議長（飯田正憲君） 教育部長小田野恭子君。

○教育部長（小田野恭子君） モバイルルーターの部分でちょっとお話させていただくんですけれども、自宅からの接続が当然必要になってきますので、予算の計上として考えているのは、準要保護世帯の全360世帯というふうに考えてございます。

○議長（飯田正憲君） 石田安夫君。

○13番（石田安夫君） やっぱり360世帯というのは結構多いですね。それが整わないと、家庭教育、自分で自習ができないということなので、ぜひそれも含めてやっていただけるかどうか、教育長、答弁してください。

○議長（飯田正憲君） 教育長今泉 寛君。

○教育長（今泉 寛君） それができないと子どもたちの家庭学習できませんので、前向きにやっていきたいと思います。

○議長（飯田正憲君） 石田安夫君。

○13番（石田安夫君） ありがとうございます。

以上で、この第2項目を終わります。

次に、第3、石井・来栖・稲田地区土地改良事業について、1、事業計画について伺う。これも、何年前でしたか、3年、4年前に、地権者がお金を出さなくてもできる、土地改良が政府でつくってくれたので、ぜひやってくださいということで、これが動き出したわけなんです。実際は、この間説明会に行くと、それではなくて、こういう形になりましたということで説明を受けました。その変わった理由を、最初にお伺いします。

○議長（飯田正憲君） 産業経済部長古谷茂則君。

○産業経済部長（古谷茂則君） 13番石田議員の質問にお答えいたします。

変わった理由といたしましては、所有者不明の土地とか、そういったものがあるということで100%設定が困難であるというところから変わっております。

○議長（飯田正憲君） 石田安夫君。

○13番（石田安夫君） 今回、多分仮同意くらいまでは行っていると思うんですが、それを説明してください。

○議長（飯田正憲君） 産業経済部長古谷茂則君。

○産業経済部長（古谷茂則君） 石井・来栖・稲田地区の土地改良事業計画についてでございますが、平成30年度より計画調査をしていた機構関連事業におきましては、事業地内に未相続、先ほども申しましたが、未相続地等がありまして、事業要件である農地中間管理権の100%設定が困難であることから、地元推進協議会において事業要件が見込める経営体育成事業へ変更いたしております。

経営体育成事業の計画概要といたしましては、事業期間が令和4年度から令和12年度、受益面積81.8ヘクタール、工事内容は農地の区画整理、用水施設、排水路、農道、暗渠排水を計画し、概算事業費といたしまして約28億円を予定しております。

また事業費の地元負担軽減策といたしまして、85%以上の担い手への集積を計画しております。

現在、経営体育成事業の計画概要がまとまりましたので、地権者への事業説明会を開催いたしまして、令和4年度事業採択に向けた仮同意取得を実施しており、今後も地元、県、市が協力して事業推進を進めていきます。

各地区の農地集積計画でございますが、現在、各地区合計で集積率が87.11%、それから仮同意状況につきましては、これは令和2年9月9日現在でございますが、57.26%をいただいているところでございます。

○議長（飯田正憲君） 石田安夫君。

○13番（石田安夫君） 57.26%ということは、まだその数字にはなっていないんですけれども、これは何%になれば動き出すんですか。

○議長（飯田正憲君） 産業経済部長古谷茂則君。

○産業経済部長（古谷茂則君） 95%取得することとしておりまして、令和2年12月10日までで、先ほども申し上げました95%以上ということになっております。

○議長（飯田正憲君） 石田安夫君。

○13番（石田安夫君） 負担軽減策ということでこの間説明を受けたんですけども、それをちょっと説明ください。

○議長（飯田正憲君） 農政課長礒山浩行君。

○農政課長（礒山浩行君） 負担軽減策ということですが、最初の計画した事業につきましては地元負担なしという事業で計画したところですが、先ほど部長から答弁があったように、所有者不明土地等があることにより、もう一つ下のランクの事業に切り替えたわけですが、これ将来の集積率が上がれば、実質地元負担がゼロになるような、集積率が上がることによって、というような事業で現在進めております。

10月10日までに仮同意95%を目指して、今地区の推進委員さんが一生懸命、地権者のところを歩いているところがございますので、ここの95%に達した時点で、事業がほぼ実施できるような状態になるということになっております。

○議長（飯田正憲君） 石田安夫君。

○13番（石田安夫君） この事業は担い手が請け負わないといけないということで、その担い手も決まっているのかどうか。また、件数もあるのかどうか、お伺いします。

○議長（飯田正憲君） 産業経済部長古谷茂則君。

○産業経済部長（古谷茂則君） 担い手の農業者につきましては、現在、合計8名、うち2団体が法人となっております。

○議長（飯田正憲君） 石田安夫君。

○13番（石田安夫君） それで、これもそうなんですけれども、この基盤整備そのもののやり方、私はよく魚沼さんとか新潟の方式でやってくれということでずっと申ししてきました。

説明の中で、県のほうもそういう形でやるということが入ったんですけども、その説明もちょっとしていただけますか。

○議長（飯田正憲君） 産業経済部長古谷茂則君。

○産業経済部長（古谷茂則君） これまでの用水施設、排水路、暗渠排水でございますが、まず用水施設につきましては農地に水を供給する設備を言いまして、排水路は農地から不要な水を河川に排水する設備でございます。暗渠排水は、御存じのとおり、農地を乾きやすくするために地中に管を埋設するものでございますが、今回その用水施設におきましては、従来主流であります揚水機場からのポンプによる加圧方式ではなくて、高低差を活用した自然圧方式による圃場への用水計画を検討しております。

排水路につきましては、標準的なU字溝を設置するのではなく、農道ののり面敷きに埋設する管路方式を検討しております。なお、暗渠排水につきましては、従来の暗渠パイプを埋設することを予定しております。

今後、完成後の管理費、それから施設の維持等を勘案しながら、どのような方式を採用

するのか調査を進めていきたいと考えております。

○議長（飯田正憲君） 石田安夫君。

○13番（石田安夫君） ありがとうございます。

もうちょっと、57.26だから、6割、人数的にあと何人くらいなのかな。

○議長（飯田正憲君） 農政課長礒山浩行君。

○農政課長（礒山浩行君） 人数的にという質問でございますが、地区内の地権者241名のうち現在138名の方が同意ということなので、あと約100名程度の同意が必要になってくるというふうに考えております。

○議長（飯田正憲君） 石田安夫君。

○13番（石田安夫君） ありがとうございます。

この来栖、石井、稲田、1か所だけがなかなか同意する人が少ないということで、飯合でしたか。その割合、まだ分かりますか。

○議長（飯田正憲君） 産業経済部長古谷茂則君。

○産業経済部長（古谷茂則君） 割合としましては、先ほど議員おっしゃった飯合地区が4.15%ということになっております。

ほかの地区も申し上げますと、石井地区につきましては12.86%、来栖地区が24.07%、稲田地区が8.71%、その他の地区が7.47%ということで、合計57.26%ということになっております。

○議長（飯田正憲君） 石田安夫君。

○13番（石田安夫君） ありがとうございます。

しっかりこの仮同意ができるようにお願いします。やっぱりこれができないと多分あそこはもう永遠にできないと私は思っております。ここは多分3回くらいやっているんですよ。なかなかできなくて、反対されてできない。だから、どうにか国の制度として農地を持っている方が無料でできる制度をつくっていただいて動かしたんですけども、ちょっとできなかったのをこれにしたということなんですけれども、また用水施設も新潟方式で県のほうも何かすごくやる気みたいな説明していたので、ぜひこれを実現して、これをやれば、変な話だけれども燃料費とか、要するに循環式というのはポンピングだから、下に落としたものを上に上げて、また下に落としてとやるわけだから、物すごく燃料費がかかるわけですよ。ポンプを1基交換するのに1,000万円とかかかるわけなので、それがなくなるということだったから、そうすると、農地を持っている方は貸してもある程度安心できるし、また担い手の人もいろいろなもので、値段ももう決まっているということなので、その辺の話もできれば話をしてほしいですね。

○議長（飯田正憲君） 農政課長礒山浩行君。

○農政課長（礒山浩行君） 方式の選定や維持管理のお話かと思いますが、方式の選定につきましては、今加圧式の方式と自然流下の方式を検討しているところでございます。

しかしながら、全国でもまだまれな事業でございますので、新潟方式のメリット、デメリット、あとは加圧ポンプ式との今後の維持管理費の算定等をしているところ、これから始めるところでございますので、今後の完成後の維持管理等を勘案しながらどのような方式を採用するかというのは、県、市または地区の推進委員の方々と密接に協議しながら進めていきたいと考えております。

○議長（飯田正憲君） 石田安夫君。

○13番（石田安夫君） 循環式の話も途中、そういう話もありましたよね。確かに循環式でやると、その後の経費がかかって、もうずっとかかっちゃうわけですよ。だから、それはやめてくれということをお願いして新潟方式を、県のほうはすごくそれをPRしていただんですけども、まだそれは決まっていないということなんですか。

○議長（飯田正憲君） 農政課長礒山浩行君。

○農政課長（礒山浩行君） 現在の時点でその方式を決定しているわけではございません。ただ、自然流下の方式を基本として検討していきましょと、詳細な現地に入っの調査を行わないと、全てのエリアが自然流下でできるのか、それとも一部のエリアは今まどおりのポンプが必要になってくるのか、そういうこと自体も事業化の見通しが立たないと調査を進めていけませんので、その辺で今両方、自然流下を基本としてやっていけるのかどうかということこれから調査していくということになっています。

○議長（飯田正憲君） 石田安夫君。

○13番（石田安夫君） これ以上聞いてもしようがないのであれですけども、説明会の県の説明では循環式じゃなくて、一部今説明してくれた、どうしても水が行かないところはポンピングする必要があるだろうという話ですけども、あそこは要するに周りが全部山で、水があっ、それを計算できるわけですよ。上のほうにあって、ダムというか、そういう貯水槽みたいなものもあるところもあるし、だから、必ずこれできると思うんですけども、ここでどうのこうの言っても仕方ないので、同意をしっかりと95%以上できるようにしっかりと市のほうも頑張っただきたいと思っております。

○議長（飯田正憲君） 農政課長礒山浩行君。

○農政課長（礒山浩行君） 議員おっしゃるとおり、周り山があっ、水源が豊富な地区ではございますが、国補の事業を使っていく、国の事業、県が事業を行っていくところにはエビデンス、どうしてもそれのできるという根拠が必要でございませので、その点に関して今後調査を進めていきたいと思っております。

○議長（飯田正憲君） 石田安夫君。

○13番（石田安夫君） 分かりました。これ以上言っても仕方ないので、一応これで石井・来栖・稲田地区の土地改良事業のお話は終わりにします。

○議長（飯田正憲君） 産業経済部長古谷茂則君。

○産業経済部長（古谷茂則君） 先ほど仮同意取得状況について申し上げました数字を、

ちょっとすみません、間違って申し上げてしまいましたので訂正させていただきますいんですが、石井地区が50%です。大変失礼いたしました。来栖地区が86%、稲田地区が52%、飯合地区が30%、その他が46%で、先ほど申し上げました全体で57.26というのは平均で57.26ということですのでございます。大変申し訳ございませんでした。

○13番（石田安夫君） 終わります。

○議長（飯田正憲君） 13番石田安夫君の質問を終わります。

散会の宣告

○議長（飯田正憲君） 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

次の本会議は、18日午前10時に開会いたします。時間厳守の上、御参集お願いいたします。

本日はこれにて散会いたします。

なお、この後、4時45分から広報委員会を開きますので、関係委員の方は会議室1に集まりくださいますようお願い申し上げます。

本日は大変御苦労さまでございました。

午後4時35分散会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する

笠間市議会議長 飯 田 正 憲

署 名 議 員 内 桶 克 之

署 名 議 員 田 村 幸 子